

議事日程（第3号）

平成29年3月3日 午前9時開議

- 日程第1 第4号議案 神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
- 日程第2 第5号議案 神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
- 日程第3 第6号議案 神河町商工業振興基本条例制定の件
- 日程第4 第7号議案 神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第5 第8号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第6 第9号議案 神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10号議案 神河町特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11号議案 神河町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第12号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第13号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第14号議案 神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第15号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第16号議案 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第17号議案 神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第18号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第19号議案 神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件
- 日程第15 第20号議案 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第16 第21号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 第22号議案 平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 第23号議案 平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 第24号議案 平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第25号議案 平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第26号議案 平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）

日程第22	第27号議案	平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23	第28号議案	平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第24	第29号議案	平成29年度神河町一般会計予算
日程第25	第30号議案	平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第26	第31号議案	平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第27	第32号議案	平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第28	第33号議案	平成29年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第29	第34号議案	平成29年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第30	第35号議案	平成29年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第31	第36号議案	平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第32	第37号議案	平成29年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第33	第38号議案	平成29年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第34	第39号議案	平成29年度神河町水道事業会計予算
日程第35	第40号議案	平成29年度神河町下水道事業会計予算
日程第36	第41号議案	平成29年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第37	承認第1号	神河町下水道施設統廃合計画の策定の件
日程第38	承認第2号	公立神崎総合病院改革プランの策定の件

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	第4号議案	神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件
日程第2	第5号議案	神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件
日程第3	第6号議案	神河町商工業振興基本条例制定の件
日程第4	第7号議案	神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5	第8号議案	神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第9号議案	神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第10号議案	神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第11号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第12号議案	神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第13号議案	神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第14号議案	神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第15号議案	神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

日程第11	第16号議案	神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する 条例制定の件
日程第12	第17号議案	神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第18号議案	神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第19号議案	神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件
日程第15	第20号議案	神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件
日程第16	第21号議案	平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第17	第22号議案	平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18	第23号議案	平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19	第24号議案	平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	第25号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	第26号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第22	第27号議案	平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23	第28号議案	平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第24	第29号議案	平成29年度神河町一般会計予算
日程第25	第30号議案	平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第26	第31号議案	平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第27	第32号議案	平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第28	第33号議案	平成29年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第29	第34号議案	平成29年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第30	第35号議案	平成29年度神河町訪問看護事業特別会計予算
日程第31	第36号議案	平成29年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第32	第37号議案	平成29年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第33	第38号議案	平成29年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第34	第39号議案	平成29年度神河町水道事業会計予算
日程第35	第40号議案	平成29年度神河町下水道事業会計予算
日程第36	第41号議案	平成29年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第37	承認第1号	神河町下水道施設統廃合計画の策定の件
日程第38	承認第2号	公立神崎総合病院改革プランの策定の件

---

出席議員（12名）

1番	藤原裕和	7番	小寺俊輔
2番	藤原日順	8番	松山陽子
3番	山下皓司	9番	三谷克巳
4番	宮永肇	10番	小林和男

5番 藤原資広

11番 廣納良幸

6番 藤森正晴

12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	……………	坂田英之	係長	……………	楨良裕
----	-------	------	----	-------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	山名宗悟	ひと・まち・みらい課長	
副町長	……………	細岡重義	……………	藤原登志幸
教育長	……………	澤田博行	建設課長	……………
町参事	……………	野邊忠司	地籍課長	……………
町参事	……………	谷口勝則	上下水道課長	……………
総務課長	……………	日和哲朗	健康福祉課長	……………
総務課参事兼財政特命参事			会計管理者兼会計課長	
……………	……………	児島修二	……………	山本哲也
情報センター所長	……………	藤原秀洋	病院事務長	……………
税務課長	……………	和田正治	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課長	……………	吉岡嘉宏	……………	藤原広行
住民生活課参事兼防災特命参事			教育課長	……………
……………	……………	田中晋平	教育課参事兼地域交流センター所長	
地域振興課長	……………	石堂浩一	……………	児島浩一
地域振興課参事兼観光振興特命参事				
……………	……………	山下和久		

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、第77回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

質疑に入る前に若干申し添えておきます。

会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第55条第1項

では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。会議規則第54条及び第55条を遵守の上、会議の進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは早速議案の審議に入ります。

---

#### 日程第1 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第4号議案、神河町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。3点ほどちょっとお尋ねをしたいと思います。この条例、電子申請等ができるという部分の、それに対応する条例だと思うんですが、この文章で表現されている内容については具体的な部分が非常に理解しにくいので、具体的にこの条例をつくって電子申請等がどうなっていくのかなという観点からお尋ねをしたいと思います。

まず、第8条の中で、これは多分この電子申請ができる業務というんですか、のことを公表するということが書いてあるんじゃないかなと思うんですが、そのような理解でいいのかということです。ですので、この条例が可決されますと、この公表をされるわけなんですけど、その内容については、多分提案説明のときには住民票、また住民除票の発行の申請、それから所得証明書の発行、それから子育てワンストップによりますところのいろんな申請等ができるというような説明であったんですが、そのような内容でいいかどうか、再度この条例に対応する業務、事務の内容を教えてくださいなと思います。

そしてまた、ここでインターネット等で、その他の方法で公表するということになっていますが、具体的にどのような公表の方法を考えておられるのかということが1点目でございます。

それから、第2点目ですが、第3条の中の1項の中で、3条の4行目です、申請等をする者の使用に係る電子計算機ということでありますので、恐らく電子申請については家からでも自分の持っているパソコンで申請ができるんじゃないかと思えますので、それも含む、それがまた恐らくコンビニ等からの納税の振り込みができますので、そういう分も含めた部分の中での電子計算機という理解でいいのかというのが1点です。

それから、3点目ですね。このような手続というのか、申請をしようと思えば、本人の確認のために本人署名ですね、条例上では電子署名というような言葉が書いてあります。条文でいいますと、第3条の4項の後段のほうに、氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるものを当該署名等にかえることができるということなんですけど、これも文章でこのように書いてあるんですが、具体的にはどのようなことな

のか。私の想像では、個人ナンバーが使われるんじゃないかなと思うんですが、それは番号だけでいいのか、もしくはカードが必要になるのか、その辺について、この条例が施行されることによって、具体的に電子申請がどのような形で、どう動いていくかという部分を含めてお答えを願いたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、このたびの条例制定ということでございますけれども、まず最初に、このたびの条例制定の目的ということで御説明をさせていただいております。町の機関にかかわる行政手続をオンライン等により行えるようにするための共通する事項を定めるものでございまして、この制定目的は、住民の利便性の向上を図ることと、行政運営の簡素化及び効率化に資することであるというふうに目的を定めております。

その中で、マイナンバーカードにつきましては、平成27年の10月に番号がつけられまして、そして平成28年の1月からその運用が開始をされているという状況であります。私どもの町におきましては、まだ交付率が7.6%台といったような状況ではございますけれども、今後につきましては、このマイナンバーカードをより有効に使っていただくというところでございます。

そして、この平成29年7月からは、マイナポータルといひまして、情報記録を開示をする、お知らせをするといったようなところもございまして、そういったところで、このマイナンバーカードには現在、税情報、そして社会福祉、そして防災といった、そういう業務に限定をされているわけですが、それらに加えて、今後出てきます子育てワンストップであったりとか、さまざまな業務に対応をしていくために、このマイナンバーカード等を利用した行政サービスの充実を行っていかうというところのことが基本にあるというところでまず御理解をいただいた上で、まず最初の第8条の公表という部分でございます。どのような公表かというところでございますが、一つには告示手続等がありますので、そういったところを想定をしております。それから、広報等による周知といったようなところもございます。

それから、2つ目の御質問ですけれども、その申請の方法ということでございますが、議員の御意見のとおり、携帯、スマートフォンであったりとか、そういったところからの申請を可能にするための前提とする法律制定というところでございます。

それから、3点目の第4条の第4項にかかわる部分でございますけれども、これにつきましては当然全てにかかわるんですけれども、マイナンバーカードの取得が前提になってくるということです。マイナンバーカードを利用して申請をしていただくということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。関連なんですけども、当然コンビニでとか、スマホからいろいろなことができるということになりますと、どういうことができるのかということが当然まとめられていると思うんで、その一覧表を一遍見せていただけないかなということと、並行してね、マイナンバーの普及率が悪いということで、その普及も含めての話になりますので、協働してどのようなこれからの取り組み、対応の仕方をされるのかについて、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。今後のマイナンバーカードを利用した行政サービスというところでございますが、一つには、コンビニエンスストアにおける税、そしてまた料金の収納といったことでありまして、それから住民票、そしてまた戸籍類、所得証明等も含まれてくるかもしれません、そういった証明書類の交付等を想定をいたしております。

それから、交付率が低いという御指摘でございます。おっしゃるとおりでございますが、当町のマイナンバーの交付率につきましては7.68%ということで申し上げましたが、全国の平均値でございます。今後どのように普及をさせていくかということではございますが、まずはこういった条例を制定をしていきながら、そしてまた29年度ではコンピューター等の整備費もかなり計上もさせていただいておりますが、そういったところから少しずつ住民の皆様にお知らせをしていきながら、取り組みを進めたいというふうに思います。何といたしましても、こういったインターネットにかかわる部分につきましては、私どもが直接というよりも、世間、いわゆる社会の情報からどんどん入ってくる状況でございます、町としてもそれにおくれないようにと申しますか、しっかりとそういった環境に対応できるように進めていきたいというところでの条例制定というところで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。29年度でそれに向けたシステム改修だとか、いろんなことが出てくるんですけども、やはりわかりやすい一覧表みたいな形で、こういうことができるんですよ、収納の部分、税の納入とかいろんなことがありますんで、それをわかりやすい、これはできますよ、こんなことができて便利になるんですよ、だからマイナンバーも早くつくってくださいねというような形のやはりチラシじゃないですけど、そういうふうなものがやっぱりあらないとちょっとわかりにくい部分も出てきますんで、それをわかるようなものがないかとお尋ねしたんですけども。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。お尋ねの趣旨は十分に理解しております。そして29年度にその前提となるシステムの整備を行っていくというところではございまして、その対応業務につきましては、この29年度中に関係課と調整をさせていただき、最終的に決定をさせていただき、住民の皆様へのお知らせをさせ

ていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回この議案につきましては、通信技術の利用に関する条例ということで新しく制定したいという議案でございます。附則のほうで、施行期日と、あと町の行政手続条例の一部改正ということで、2つ項目が上がっておるわけですけども、別の独立した条例である神河町行政手続条例の改正を、別の条例の中で補足で、附則に入れて、それでいいのかどうか、そのちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。法的には問題はないというふうに思っております。今回のこの条例制定につきましては、従来、紙ベースでの申請のみ可としておりましたものを、関連条例等を改正をすることなく、電子申請も可とすることができるということを定めた条例でございます。その内容につきましては、第3条のところに記載をしております。第3条の内容でございますと、オンライン化を可能とした規定でありまして、第1項では、書面によることに加え、オンライン化により行うことを可能にするための特例規定を定めておると。そして第2項につきましては、書面等によるみなしを規定をしているというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 今の御説明の趣旨はよくわかるんですけども、行政手続条例という独立した条例について、新しい条文を加えたり、それから文言を加えることについて、別の条例だけでいいのかどうか、やっぱり本則、行政手続条例そのものの改正の手続が必要ではないかなと思いましたので質問させていただいたわけで、もう一度その辺を確認をいただいて、これでいいのかどうか、やはり手続条例そのものを平成17年の町条例17号そのものの改正をやらないといけないのかどうかを、ちょっと一遍また確認しておいていただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。確認をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほどの総務課長の答弁で、大体のシステムというのはわかったんですが、もう少し具体的にちょっとわかりにくいところがありますので、その点についてお尋ねをしたいと思っております。確かにこの電子申請をすれば、マイナンバーカードが、これは必ず必要やということはわかったんですが、例えば私が住民票の発行の申請をしようと思ったところに、家のパソコンなりね、スマホ



で一旦役場のほうに申請すると思うんですが、多分、家のパソコンなり、私のスマホでマイナンバーカードを利用というんですか、それを読み込みするような方法がないので、その辺がどうなるのかなと思うのと、あと役場へ来れないんで、例えば姫路のどっかのコンビニで住民票の発行は受けれるんじゃないかなと私は想像しているんですが、そういう時点でマイナンバーカードが必要になるのかということなんです。

利便性を求める条例改正ですよという話なのですが、どこでどう利便性が求められるようになったのかという部分ですね。恐らくそれはね、役場の開庁時間中に役場のほうに来られない人に、こういう発行事務ができるという部分での利便性が目的とされておりますので、そういう流れですね、自宅でとりあえず住民票なり所得証明の発行をお願いして、そして自分の勤務地、神河町以外でその発行が受けられるというようなシステムにしようとしているんじゃないかなと思うんですが、私の考え方が間違っておればそれでいいんですが、そういうことであれば、特に言いますマイナンバーカードをどの時点でどう使っていくのかなという部分も含めて、教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。三谷議員お尋ねのとおりでございます。想定としては同様に考えておりますけれども、具体的な手続ということについては、これから詳細を確認をしていくという状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。戸籍協議会等で姫路市から情報を聞いていますので、参考に補強意見言います。

まず、住民票とか戸籍のコンビニ交付ですけども、そこまで私も突っ込んで聞いてませんけども、コンビニに行きますと、例えば姫路へ仕事している人が、神河町住民で姫路で仕事をしています、姫路で昼休みに例えばローソンへ行きますよと。営業所の近所にローソンがありますよと。そこへ行くとカードリーダーがついておって、自分のマイナンバーカードを通すと。そのことによって姫路のコンビニで自分の住民票とか戸籍謄本、抄本、印鑑証明、これがとれるという、こういうイメージです。

三谷議員のおっしゃる、家でスマホとかパソコンで申請しておいてどうのこうのいうところは、済みませんけど存じてません。

それと、もう一つ利便性ということで、そんなに大したことじゃないかもしれませんが、この3月1日から図書カードの共通利用が播磨中枢連携都市圏でできます。具体的には、私が知っている限りでは、姫路市全ての図書館と福崎町のあの大きな図書館、市川はちょっとまだ見合わせとってのところですけども。で、どういうことかという、例えば現在、福崎にしかない本が借りたくって、福崎でカードをつくるんですね。例えば姫路の検索すると、どこどこ図書館しかないという本があったとします。姫路へ行って、また姫路でカードつくるんですね、図書カードをそれぞれつくるんです。これがもうなしで、マイナンバーカードでできるという、各市町の図書カードをいっぱい財布に

入っておったんがなしになって、マイナンバーカード1枚で姫路も福崎も神河町も図書館へ行けば、マイナンバーカードで本が借りれるという、これが3月1日から適用されているというところです。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。今それぞれ議員のほうから質問があって、わかりやすく整理してほしいというようなお話もあって、そのとおりやっていたきたいと思うんですが、やはりいわゆる目的のところにあります市民の利便性、これはやっぱり時代に沿った形でそのことを考えていく必要はわかるんですが、私、この一番初め受けたときに疑問に思ったんは、その後行政運営の簡素化及び効率化ということにつながっていくんだということで、ちょっと見えない部分があって質問するんですが、私はそういった面になると、電子とかそんなのになったら弱いんで、余計頭が空っぽなんですけども、私、逆に行政としてはね、やっぱり市民の利便性ということについては、一人一人が大切ですので、それには十分応えていく必要があるんですけども、現時点の受け入れの、今度は受けるほうの行政というものについては、私は逆に効率化できへんのかなんかという直観的に思ったんですね。何かこう二重になっていく、何か加わっていくような、もちろんシステムの話も含めてですけども、そんなところは、そういう質問しよると、今、日和課長がちょっと変な雰囲気出したったんですけど、ちょっと時代おくれの質問かもわかりませんがね、そういうふうないろんな市民の人、いろんな人がおってですからね、そういった視点に立って、いや、それはないですよと。

今、この施行期日が公布の日から施行するというようなことも書いてありますしなんですけども、やっぱり行政の簡素化ということに非常につながっていくなら、もうそれにこしたことはないんですけど、私の今の知識の中では、何か行政がほんまに受け入れることについて、今から総務課長の話では内部調整もするというようなこともあったんですけども、その辺のちょっと心配、危惧があるんですけどね、そんなところは大丈夫なんでしょうかね、お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。山下議員の御心配、もっともなところだと思っております。利便性を追求してどんどん技術革新が進歩してきたという状況の中で、現在、私たちが当たり前のように使っておりますコンピューター、これらにつきましても当初、初めて行政に入ってきたときにはかなりの戸惑いがありました。それが時代の要請といいますか、その流れによりまして少しずつ当たり前になってきていると。特に子供たちの間では、大人が教えたわけでもないのにゲームを勝手に操作ができる、スマートフォンの操作ができるといったような状況もございます。少しずつこれからの時代の流れに沿って、私たちの生活様式も変わってくるというふうには思います。

その一方で、行政が忘れてはならないのは、山下議員おっしゃる、子供たちから高齢者、お年寄りの方まで、全ての方に対する行政サービスという点でございますので、その部分について、ある日を境に一気にシステムが変わってしまうということは、当然住民サービスのこれは低下ということにつながってまいりますので、そういったことが起きないための二重申請を受け付ける、二重という言葉は不適切ですけれども、オンラインによる申請もあれば、書面による申請も当然できますよということをうたっておりますので、そのあたりについては十分注意をしながら事務手続を進めてまいりたい、今後調整をしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 反対、賛成討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第4号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第5号議案、神河町空家等の適正管理及び利活用の促進に関する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。この条例につきましては、国の特別措置法に基づいて同じような形で、変えるところの文言だけ変えられると思うんですけども、この問題は今から先どんどんふえて、いけないんですけど、どんどんふえてこようかと思えます。あわせまして、都会でいう、例えばごみ屋敷というような問題も出てきたりもしますので、空き家だけではなくてもう少し幅広いスタンスのもので、こういうことができるようなことは考えられているのか、またそういうことにつきましてまた今後調整をしながら、これにできるように加味されるのか、そこら辺の考え方だけちょっ

と教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡です。今、ごみ屋敷という、本当にタイムリーな言葉が出たわけなんですけども、ごみ屋敷等についても、これは特定空き家に定義されるものになると思います。そういう危険とか環境とか、倒壊とかというような非常に危ない家屋のことを特定空き家と申しますが、これにつきましては条例にものせておりますけども、協議会を設けましてそこで話し合いし、認定をし、そして措置を講ずるということになるとと思います。当然、ごみ屋敷のことも考慮に入れて対処をしていきたいなというふうに思っております。貴重な御意見、ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### 日程第3 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第6号議案、神河町商工業振興基本条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 内容的なことから外れるかもわかりませんが、提案説明の中でね、ずっと言われたんで失念している部分があるんでお尋ねしたいんですけども、要は今回ね、この条例制定をしていこうという出発点の中で、いわゆる時代の要請なのか、それともと受けとめたんですけども、やはり要望というようなことがあったんですね。ちょっと間違っておればそれを訂正してほしいんですが、どういう流れがあって今回になったんか、それだけちょっと、どういう流れで今回の条例制定になるのか、その辺だけちょっと流れを教えてくださいませんか。くどいようですけども、お願いします。

○議長（安部 重助君） 観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。その件につきましては、先ほど議員さん言われましたように、提案説明の中に担当者説明というところ辺で要望があったということは、はっきりと申し上げました。その前に、平成26年に小規模企業振興基本法を国が制定して、小規模企業振興基本法第7条で地方公共団

体においても小規模企業振興に関する施策を策定、実施責務を有するというふうなことが明確に明記されているわけです。その中で、神河町内で非常にそういう中小企業、零細商店等が多いことから要請が来ております、こういう法律をぜひともつくっていただきたいということで、そういうお話を受けて、今後もさまざまな観点から、小規模企業等に町も、それから各種団体協力して盛り上げていこうというふうな思いの中で、この条例の制定をいたしたいわけでございます。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。この条例につきましては、町、それから商工業者、商工団体及び町民の役割ということで書いてございます。町、商工業者、商工団体、この役割というのははっきりわかるんですけども、問題になるのは町民の理解と協力ということでありまして、この8条の条文を読みますと、健全な発展に、要するに商工業の健全な発展に協力するよう努めるものとする、努力義務の書き方なんですけども、具体的に言うと、やっぱりできるだけ町内で物を買いましょうねということだろうと思うんですけども、町民に対して努力義務を課すことに対してちょっと疑問を感じる場所があるんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） おっしゃるとおり、そこは非常に悩ましい部分ではあるかと思えます。ただ、この条例につきましては、それぞれの今制定されている神崎郡内の条例も参考にさせていただきました。その中で、やっぱり町長が常に言っております、町内で消費を行って活性化を図ろうという点で、町民にもできるだけ町内で物を買っていただきたいと、そういう協力をお願いするという意味でその責務というふうな文言を入れておりますので、そこら辺はぜひとも御理解いただけないかなというふうな思いでおります。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。この趣旨はよく理解はできるんですけども、1つ問題なのは、いわゆる人口減少と高齢化、もう一つは免許証を返納される方も多くなってきて、いわゆる行政サービスの中でも言われていますようにワンストップで物ができるということになりますと、例えば買い物につきましてもワンストップで全部できるような格好がまたいいのかなという気もするんですけども、目先の話じゃなくて、やはり長期展望に立った上でこの条例制定されるに当たり、どういってお考えでもって、どういう方向が望ましいかとかいろいろな思いも多分あるかと思えますので、何かお持ちでありましたらちょっとお聞かせいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 今、資広議員さんのおっしゃるとおりでございます。さまざまな問題が起きております。中山間地の買い物が非常にできにくい場所もふえております。それから、自分も含め、今後高齢化社会に向かってなかなか買い物がしにくい状況になろうかと思っております。その中で、こういうふうな条例を制定することによりまして、より多くの皆様の理解を得て、その利便性を図るというふうなことを基本に置いて、今後は商工業者だけに任せるのではなくて、みんなで協力しながら買い物しやすい状況をつくるということは非常に大切なことだというふうに思っておりますので、今、御指摘のあった点は重々肝に銘じまして今後施策を進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第6号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第7号議案、神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第7号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第7号議案は、原案のと

おり可決されました。

---

日程第5 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第8号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。これも1点だけ教えていただきたいと思うんですが、ひょっとして提案説明のときにあったかもしれないんですが、施行期日で、2条と4条は29年の4月1日から施行すると、1条と3条はこの1月1日から適用しますというか施行しますという形になっているんですが、この理由について教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。第1条、第3条につきましては、平成29年1月1日施行、そして第2条、第4条にかかわる部分につきましては29年の4月1日施行ということで御説明をさせていただきました。その理由ということではございますけれども、第1条の部分では、子の養育を行う職員の深夜勤務及び時間外の制限、子の養育を当該要介護者を介護に読みかえるといった読みかえ規定であったり、また第3条の部分でありますと、育児休業に係るいわゆる取得できる職員の範囲、対象範囲の拡大というところでございます。これらの部分につきましては、人事院勧告の内容に関連した部分というところでの1月1日施行というふうに理解をいたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第8号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第9号議案から第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第9号議案、神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件、第10号議案、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第11号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を一括議題とします。

3議案に対する質疑に入りますが、議案の順番にできるだけ質疑をお願いしたいと思います。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。第9号議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第9号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

第10号議案、第11号議案については、それぞれ討論、採決を行います。

まず、第10号議案について、討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結し、第10号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第11号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。第11号議案を採決します。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。



---

日程第7 第12号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第12号議案 神河町税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第12号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 第13号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第13号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第13号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第14号議案、神河町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

第14号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 第15号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第15号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第15号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 第16号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第16号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。これも1点お尋ねをしたいと思います。

この条例の施行日を29年の10月1日ということで、半年間の周知期間というんですか、が置かれているようなんですが、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 理由は、3町とも協議しまして、住民周知のアナウンス期間として半年ぐらいは要するだろうということで3町の担当者会議に入りまして、そこで合意したものです。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第16号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第17号議案、神河町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

第17号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第18号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第19号議案、神崎郡介護認定審査会規約の一部変更の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第19号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第19号議案は、原案の

とおり可決されました。

---

日程第15 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第20号議案、神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら2点お伺いをいたします。

1つ目は、開発区域の変更、いわゆるふやすことは簡単にできるのかということと、それから2つ目なんですけども、暗渠排水がかなり長い延長あるんですけども、暗渠部が途中で折れているという問題があるんですけども、やはり詰まったときにも掃除がしようがないという思えるんですけども、いわゆる暗渠部を途中で折るという、多分上にはますつくってあって、スキー場の上なんでなかなかできないと思うんですけども、土の中が全部折れるということ、あと管理もしにくいと思うんですけども、その辺はどのように考えておられるか、その2点お伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） もともとの環境審議会で述べている面積、それから今回申請した面積を変更することはできません。その中でいろいろな部分の詳細な変更については、超えなければ問題ないということ聞いております。

それから、管渠の部分について、折れ曲がりがあるということについては当然考えられますが、その部分については何か策をその現場のほうで考えるべきかなとは思いますが、今のところ設計上これでいけるであろうというふうなもとに、そういうふうな部分をしております。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そうしたら暗渠の管径、何ぼの大きさに2つ、1号と4号ですか、入っていますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 1号が1,100、図面に少し小さく書いてありますけれども、その部分について4号についても同様だというふうに考えられますが、その分確認ができていけませんので、少しお待ちいただけますでしょうか。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午前9時53分休憩

---

午前9時58分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、20号議案の質問につきまして、答弁をお願いいたします。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。先ほど言いましたとおり、1号については1,100、それから4号については450パイでございます。それで、そのメンテなんですけども、1,100というのは非常に大きいということで、緊急の場合は人間が入ってできる大きさにしてあるということなので、それで対応するという事です。

今回、多分折れ曲がっているというふうに図面で見えるんですけど、それは少し曲がっています。その部分については、450については40メートルなんですけど、それをかくかくと曲げないように、できるだけ緩やかに曲げていくという格好で、その詰まらないようにしていくということを今、技術のほうと協議いたして回答を得ました。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。1,100にしましても、人が入れるにしましても、水たまったものを上から入れない。下流から入ってつづいたときに今度は逃げようがないという問題があります。もう一つ、450の径の40メートルものなので一緒なんですけども、少しずつ折れたとこでどうしてもひっかかるんですけど、そことやっぱり詰まらないように考えておかなあかんということとしますと、やっぱりストレート、真っすぐ管を入れておかないと後で困るという話になりますので、下手するともう一遍掘り起こさんと直らないことになりますので、ここらは検討する余地があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 藤原資広議員さんおっしゃったとおり、詰まったらどうしようもないということで、ちっちゃな管の450パイについては、今も言いましたように、できるだけ線形を真っすぐできるように現場で工夫したいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点だけ確認をさせていただきたいんですが、伐採木の処分については今回236万5,000円余りの増額となっています。これも委員会等で説明を聞き、また私も委員長報告をしたんですが、これについては直接工事費で175万円ふえますよというような話でしたんで、直接工事費に消費税なり、あと諸経費を含めると236万5,000円余りになるということで、処分方法についてはこの前、説明を聞いている内容と全く変わっていないという、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下です。そのとおりでございます。

まして、処分方法は、さきの特別委員会で御説明申し上げたとおり、一般の方に提供する分、それからそれ以後は現場で処理する分という格好で、変わりはありません。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 第21号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第21号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。1点目なんですけど、繰り越し分の一覧表が6ページにあったと思うんですけども、峰山高原スキー場関係なんですけども、これはたくさんの種類の工事が発注されてますんで、28年度で対応される分、それから29年度で対応される分を分けた一覧表でわかりやすいようにつくっていただけないかなということが1点です。

それと、あと19ページの大河内高原費で新たにセンターハウス関係の工事を計上されております。本来ならというより、通常なら当然6月ごろに設計が上がって、額も確定してされている話ですから、通常でしたら入札減でお金がどんどん落ちてきて普通はマイナスになってくるかと思うんですけども、これはなっていないということと、もう一つこれ総額が約3億3,000万の中で、PR関係のもの、それから本体の工事分があります。その本体工事の部分の中にも管理業務分やら、それから完了検査分の費用が含まれたり、それからもう一つは給水設備、たしか入っていたと思うんですけども、それらを数千万円とおっしゃっていたんで、それを差し引くと当初で、この施設でやった見積もられた額と比べますと大きなお金の変化が、増加がないということ。あわせて、昨年6月ごろの説明では2億2,000万ふえた主な理由として、貯水池から調整池に

かわったのと、それからセンターハウスの下の部分の地盤がやわらかいから、区域槽せんと大きな金かかるんで、それが大きな変更増の理由だとおっしゃったんですけども、調整池と、これ足しても多分3割もいくかいかんかぐらいのお金にしかないと思うんですけども、そしたら当初の説明、2億2,000万ふえたお金の主たる理由が一体何だったかになってしまいうんですけども、そうなりますと、その当時の説明がやはり虚偽説明だったんかどうかにもなるんですけども、そこらも踏まえて、その2点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 確かに、まず1点目、繰り越し分とそうでない部分、非常にわかりにくいかというふうに思いますので、できればそういうふうな部分については委員会等に資料が出せたらなということで、作成したいというふうに思います。

それからもう1点、工事部分の部分が非常に大きくなったなというふうな印象があると、そこを明確にしてほしいという部分でございます。今回、本当に非常にわかりにくいのは、辺地債でやった事業が当初8億4,000万でやれるという格好で、それ以降が2億からふえてしまったということで、10億ちょっとにふえております。その部分をやりながら、センターハウスが非常に大きくウエートを占めて、例えば陸屋根やった部分を傾斜にするとか、それから今言われたくい打ち等、それから給水設備等も含めましてそういうふうになりましたということでございまして、この部分については委員会等で御説明申し上げているところでございます。ただ、非常にわかりにくい印象はございます。それで、今回のその部分ですね、若干辺地債の部分で満額できておりません。それから入札減も若干出てますということで、大きな流れを言いますと、今回辺地債のほうにおきましては、今までやった部分の中から当初予定であったセンターハウスを全く除くという格好になるのかなと思います。なので、それが8億4,000万の部分若干8億とか、そういうレベルには落ちているという格好になります。

今度、3億3,000万ほどの部分については、2,900万がソフト事業という格好になります。その中で、また今度給水設備が四、五千万という格好で、そのセンターハウスについては特にその説明の過程の中で言ったとおりでございまして、そんなにふえてない。ふえた原因につきましては、今先ほど言いました、当初から見ますと屋根部分とか、くい打ちの部分とか、そういう格好で整合性は図られるというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら県と協議した結果、また地盤の調査した結果が2億2,000万の増額の大きな要因だということだったんですけども、それとは違うということですね。

それともう1点なんですけど、仮にね、10億がありました、実施設計の額でね。入



札しまして仮に9割で終わったとしたら、9億で済みましたというのが普通の流れだと思っうんですね。私たちのわかるのは、当初概算のお金のときが8億4,000万、昨年の6月ごろには実施設計した後、いわゆる額がわかったということで10億6,000万かな、ぐらいになったと思っうんですね。それは今の段階は入札された後の調整になっていますので、そのお金が今10億6,000万となりますと、当初の実施設計同士を比較しますとかなりふえているという格好なんです。恐らく1.5倍ぐらいになっているかな、そうせんと多分金が合わないと思っうんですけども、そうなりますと本当の理由は何かわからないということと、実際動いているお金の動きと説明等にちょっとずれが生じているんかなと思っうんですけど、そこら辺だけちょっともう一遍説明をお願いできないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） まず1点目、国、県の指導の部分は飛んだのかということの指摘があったかと思っうんですけど、その部分は飛んでおりません。陸屋根から斜めな屋根にせえというのは自然環境課の指導であります。それからその他、くい打ちその他については工法上の問題で、指導の中にも含まれている部分というふうに理解しますので、それは特にそごがないというふうに思っいます。

それから、まだ3億3,000万の予算の部分については発注しておりません。それから、もう一つまだ売ってない部分がリフトがありますということで、まだ全てが契約段階に至っていないということでございしますので、金額が膨れ上がったとか、そういう部分ではございませし、それから設計金額等の事業費については、これまで説明してきた中でとりわけ説明した部分で、あそこが当初説明したよりふえたとか、そういう部分についてはございませし。

○議長（安部 重助君） ほかにございませすか。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございませす。今、担当の山下参事が言っましたように、3億3,000万について入札していませし、リフトについても入札しておりませし。そういう中で、入札残があつて、それを使用しているんじゃないかというようなことも言われたと思っうんですけども、それについてはそういうように入札残が出た場合、そして一切それは今のところ何にするかということは考へておりませし、それをどうかする場合については、それぞれまた委員会において諮りまして協議いただくということでございませすので、それができたから勝手にこちらでそれをお金を使うということは考へておりませし。そういう場合につきましては、また協議をしてまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 少し補足説明をさせていただきます。そういったハード事業について予算化をして、そして入札をする。そして入札することによって要するに実施設

計との差額が出る。そういった場合に、要するに道路であれば全延長が2キロあって、そのうちことしは500メートルを発注した結果、入札残が出た、そういう場合は当然さらに施工延長を延ばしていきたいということで、基本的には入札残となった金額を有効活用することで基本的に動いてまいります。

そして、このたびのスキー場のような面的な工事については、全ての必要なものについて計上し、そしてそれぞれ予算の範囲で発注をしていきますので、入札残が出たから余分なことをしようとか、それは基本的に考えていません。これは、これまで学校建築であったりしたときも同様な御指摘もいただきましたし、執行部としてもそういった方向で進めてきています。しかしながら、工事を実施するに当たって、地盤の状態が全く違っていたとか、やはりこの部分は施工上必要であるという、そういうことに関しては、その都度、今回においても特別委員会の中で協議をさせていただきながら進めていくというのが、私どもの基本姿勢でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。ちょっと私、間違っていたらごめんなさい、19ページの6款の大河内高原費の委託料で、峰山高原の附帯施設管理委託料の213万2,000円、これは恐らく除雪費用という説明を受けたと思うんですけども、よろしかったですか。

その下の土木費のところにも同じ除雪委託料で500万円、これはいわゆる峰山部分の4キロ分と、それ以外の町道部分の除雪の委託料や思うんですけども、4キロ部分の委託料で213万円で、その他町内500万円、どちらが多くてどちらが少ないのかというのが、ちょっと理解できづらい金額なのかなと私は思っているんです。早速どうい割合なんかいうのをいせ言われても、恐らく資料もまとめられてないと思いますんで、総務の委員会までに地域振興課と建設課の方で協力していただいて、除雪する基準やら路線やら頻度で、こういう基準で、こういう頻度で出るからこの金額になった根拠をね、ちょっと出していただきたいです。恐らくこれはその町道部分1キロ当たりの単価にしては、ちょっと峰山高原のほうが高過ぎるんじゃないかという気がしますんで、私の言うている意味わかりますかね、わかりますか。

○議長（安部 重助君） わかりますか。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 今回の除雪につきましては、その単価は決まっております。その単価について、稼働時間という格好できちっと整理されています。

そして今回の補正部分につきましては、要は前年度並みという格好の部分で、それを時間単価と合わせまして、要は今回まだ1月、2月、この予算つくったときに先の部分も見越さなければならぬので、これぐらいは降るであろうという価格でもって査定を

しています。

それから、峰山についてどうなのかという部分もあろうかと思いますが、今度のスキー場オープンに向けて、もう徹底的に何回もお客様に迷惑かけないように、悪い印象を与えないようにというふうなことを指示を受けましたので、回数は非常に多いかなというふうには思います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 除雪経費の補足説明を私のほうから少しさせていただきたいと思います。

役場が除雪する範囲というのは、当然町道という部分になってまいります。町道におきましての除雪作業については、バス路線である、いわゆる幹線町道という部分については、特に平成28年度から除雪のみならず、県道と同じように塩カルを散布する、県道と同じような除雪をやろうということにしております。その中で、町道峰山線の部分については、ここは建設課というよりも地域振興課のほうで対応するという、その部分についての御指摘ということになります。そう考えますと、建設課で計上するのは、幹線町道、塩カル及び通常の除雪をする路線の経費、トータルなそういった、いろんな町道がございますので、それも含めた総合的な経費になってまいりますし、一方、町道峰山線については、全く幹線町道1路線での経費になってきますので、そう考えますと、このたびの大雪等の対策も含めると、今回は町道峰山線、幹線町道で、塩カルの散布も含めて当然経費が膨らんだということになってきますし、当然あの標高でございますので、通常の幹線町道とはまた違って、除雪費用も当然膨らんでくるというところを御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。先ほど町長、地域振興特命参事が説明していただいたことも十分理解してね、私、別に峰山線の除雪費が異様に高い言っているわけではないんです。逆に言うと、町内の建設課で上げている部分が異様に少ないのではないかという、逆なんですね。1月のあの大雪で、いわゆる生活道路である町道はもうかなり何日間もふさがれたわけなんですけども、それがもし例えば峰山線の比率がどれぐらいのものかわからないんですけども、同じぐらいの財力を投資していれば、もっと早く道があいたのかなとか、そういうふうな思いもありますので、一度もう本当わかりやすい基準をざっと出していただいて、例えば建設課は一度委員会で9路線やられるというのをお聞きしたと思うんですけども、その9路線の総延長とかも出していただいても結構ですし、除雪や融雪剤に出られる頻度というか、基準ですわね。例えばマイナス何度になったら出ますとか、峰山線の場合は当然標高が高いですから、当然頻度が上がるのもわかりますんで、そういった一目でわかるようなものを一度出していただければいいのかなと思っていますんで、いかがですか、難しいですか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 除雪作業につきましては、私自身が特に神経質になっているという部分もございます。ことし特にあの大雪でございましたので、神河町内、本当に山間部と平地部の中でかなりの差がございます。その中でどれだけの頻度で出ていくのかというのは、それは基準となるものはございます。原則10センチの積雪という部分で出動することになっておりますので、その10センチの積もり方が何分で積もるのか、除雪してもどんどん降っている状態でまた出動しなければいけないというのが、標高であるとか、奥地、そして平地、そういうふうなところで非常に変化が出てきますので、これはなかなか結果として経費であらわれてくるというのがあるというところはひとつ理解いただきたいなと思います。

作畑・新田についても標高500メートルぐらい近くあるのかなというふうに思いますし、一方、峰山でいえば、もう既に700メートル地点から930メートルということになりますから、このたびの現地、ずっと私も調査させていただきましたが、比較にならないぐらいの積雪になっているというところは事実でございますので、そこも少し補足説明させていただきながら、基準については、御質問のように少し整理はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから建設課と地域振興課のほうにお願いします。先ほど小寺議員のほうから資料請求もございましたので、町道の管理延長とか、またそれについての除雪の単価とか、いろいろあろうかと思えます。その辺についての区分した資料をひとつつけていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、ほか、ございませんか。ほか質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第21号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

午前10時22分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第17 第22号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第22号議案、平成28年度神河町国民健康保険

事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点お尋ねをしたいと思います。補正予算書の6ページでございます。一般被保険者の国民健康保険税、これが5,851万円、率にしますと約20%の減ということで、非常に大幅な減になっているわけなんです、この理由として多分、提案説明のときには被保険者が100名ほど減ったというような説明だったと思うんですが、その減った内容がそれで合っているかどうか、まず1点目をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 吉岡です。被保険者数の減は、約100の減でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。ということは、保険者が100名減るということは、当然給付も受けられる分も100名減るという形になってくると思うんですが、8ページの一般の被保険者の療養給付費を見ますと予算どおりということですので、1人当たりの給付単価が上がっているなという状況なんです。それで、今後の国民健康保険会計がどうなっていくかなという心配をしております。

そういう中、29年度の健康保険税を見ますと、同じく3億200万1,000円ですか、ということは、ことしの決算から見ますと約6,500万円ほどの税が伸びますよというような予算になっておりますので、29年度予算との絡みの中でこのような見込みがどうなってくるかなという部分が1点心配をするのと、それからもう一つは、このように税が減ったことによって財政調整基金、この補填をするために今回の補正の中では5,240万円の基金を取り崩しをして、国保会計の均衡を図っているという状況ですね。このような部分の中で、先ほども言いましたように、29年度の予算が3億で、結果として、ことしと同じような結論になりますと、さらに基金を5,000万ほど取り崩す中でね、しなければ29年度の収支の均衡が保たれないようになるんじゃないかということをお心配するわけなんです、そういう中、国保会計の今後の今回の補正の中での状況を含めて、来年度の予算もどうなるかなという部分もあわせてお答え願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。三谷議員の今後の見通しの話になってまいりますので、少し長くなるかもしれませんがお答えをさせていただきます。

実は昨今の国保、神河町の国保の医療費の状況について申しますと、高血圧をもとにする心疾患がやはり多いと。病名は言えませんが、難病もぼんとう出たという中で、

平成24年度が毎月6,600万ぐらいの医療費払っておったんですね。これに近いという、これが一番悪い状況でありまして、非常に税は減っているのに医療費はかかっているというのが実態でございます。だから1億4,000万ほど持っとったんですが、財調をですね、5,000万今回取り崩したということです。で、すぐに健康状態がよくなって医療費の支払いが減るということはまず考えられません。

で、最悪の状況の中で考えていく中で、じゃあどうするんだと。一つには、税率改正がこれは出てくるだろうなと思っています。税率改正の話をしたから、平成30年度スタートの県も保険者になる話でございます。この中で県は標準税率はこうですよというのを示してきています。県が保険者になるといっても、財政運営について責任を持つというだけの保険者でありまして、今までどおり課税したり、徴収したり、医療給付費を国保連合会を通じて支払ったりは、今までと全く何も変わりません。財政運営に支援をするという、こういったことになります。

で、話戻りますけども、県が示した標準税率というのを見ると、一番でかい医療費分、これについての税率が1%ぐらい高い税率を示してきているというところでございます。この税率を上げることによって、今回出しましたように5,000万財調を取り崩して医療費に充てるという作業をしますけども、そのことで収支は保てるようにはなるんですけども、所得割を1%さわるというのは相当でかい作業に私はなと思っています。これについては、やはり激変緩和ということで、今持っている9,000万になっちゃいましたけども、財調の基金を取り崩しながら、税率も上げるのを抑えるような形で調整をしまいたいなというふうに思っております。

どこの市町も、今言いましたようにちょっと高めのことを標準税率を示してきてますんで、財調を崩しながらでも税率のアップということについては緩和したような形で住民の皆さんに、一気に上げるのではなくって、取り崩しながら調整をし、県とも相談しながらよい方向を考えていきたいなと思っております。

長くなりましたが、答弁とします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたらちょっと税務課長にお尋ねするんですけども、いわゆる国保税の減の関係なんですけど、無申告者に対する取り組みによって、いわゆる税が落ちているというようなことはあるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。そういった部分での落ち込みというのはございません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。29年度以降に係るようなやりとりも

あったんですけど、私も単純な思いで見ると、100名ですね、退職者医療のほうはことしで960万ほど減ってますが、その辺も多少の違いがあったかと思うんですけど、いわゆる一般に限って言うと100名の数字というのは非常に大きいと思うんですね。その補填は財調を崩してやっていると。いわゆる療養給付費の分は今、住民生活課長の話では、高額な人があって大変だということもあるんですが、現在の予算上においてはほぼ横ばいだと。ちょっと嫌なことを言いますが、ちょっとどうも2つの課の連携がちょっとまずかったん違うかなというような思いがするんですけども、そんなことはないんでしょうかね。

私、閉会中の調査で税務課の徴収の形のものを見せてもらうとんですが、資料もろとんですが、そのときに、これは28年度は歳入欠陥になるなと思うておったんですね。そしたら案の定、こういう形で減額が出てきとんですが、その辺の連携がどういう形でとられておるのかなというようにちょっと不安を感じるんですが、そんなことはないんでしょうかね。これは今後のこともありますんで、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。委員会でも御説明もさせていただいているかなとは思いますが、この税という部分につきましては、いつも国保の説明の中にございますように、国県の補助金を入れて足らず分を税で補うという形で賦課をさせていただいておるところでございまして、要は国保全体でそういった保険者が減ったということでございますので、そういった部分での今回減額をされておる部分でございますので、あとはこちらのほうで調整させていただいておりますのは、年度末に向けての収納見込みですね、そういったところを勘案しまして今回、補正予算に反映させていただいているというところでございますので、そういった部分での調整のやりとりは住民生活課ともさせていただいております。

○議長（安部 重助君） ほかがございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第18 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第23号議案、平成28年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。2点お尋ねをしたいと思います。

す。

まず、歳入のほうになります。国庫支出金なり県支出金ですね、この中で地域支援事業交付金ですね、この部分の内訳で介護予防事業とそれから包括的支援事業、それぞれ増減があるわけです。この部分につきましては、それぞれ対象数の増とか減によってそれぞれ介護予防のほうではふえて、包括的支援事業のほうでは減っているという状況です。これはそれぞれ事業の区分が変更になって、それぞれ増減という現象が出てきたのかどうかということの説明を1点お願いしたいのと、それからもう1点は、8ページの中で居宅介護サービス給付費、これが4,386万円余りの減、率にしますと3.4%ほどの減です。通常は減かなという思いもあるんですが、もしもこの辺という話の中でも、あるいはこれ今、昨今の状況から見ますとサービス費というのは上がってくる要素が多いなと思っておるんですが、これはやはり28年の保険制度の改正とか、その辺の影響等も含めて、今回このような減額という現象になったのか、その減額になっている理由を教えてくださいたいと思います。以上、2点お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。まず、1点目の、7ページの地域支援事業繰入金、介護予防事業と包括的支援事業、2事業でございますが、この補助金の算定につきましては、それぞれ2本立てという形になっておりまして、決算見込みをした結果、片方は足らず、そして片方は余ったということで、補正をさせていただいております。

次に、歳出のうち介護サービス給付費等が約4,300万ほど、率にしては3.4%ということですが、減額した理由については、とりあえず当初予算と比べて決算見込みを立てた結果、このサービスが突出して残ってくるということで、今回減額の補正をさせていただいた次第でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。そういうことがあったさかいに補正予算にその数字があらわれたと思うんですがね、例えば収入のほうですね、例えば包括的支援事業の内容を介護予防事業のほうの対象になったからね、介護予防事業のほうが増えて、包括的支援事業のほうが減ったのですかという、そういう、この2つの項目の中でね、ふえる部分、減る部分が似たような数字で動いていますので、そういうようなことがあったのですかという質問です。それから、介護サービス給付費は、当初予算から決算見込みが、照らし合わせたら4,380万ほど余るので減らした、それで補正予算した、それはわかるんです。その理由なんですが、それを教えてください。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。その事業を入れかえたからといってこの増減が出たわけではなく、そのまま予算で組んであるとおりの事業をした結果、片方がふえ、片方が減ったということでございます。



それと、歳出の介護サービス給付費等事業で、居宅サービス給付費が減ったということにつきましては、施設入所に移った方もおられますし、予算設定上、組んだ金額から見て減ったわけでごさいます、ちょっと大きな原因は詳細には調べてはございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。収入のほうですが、ということは、ふえたほうは、どうか、この事業そのものが一つの基準額みたいなものがあるね、ほんでそれに応じて、その基準額がふえたから交付金もふえましたよ、それから基準額が減ったから交付金が減ったという、そういうことなのか、予算がふえたとか減ったからという話でちょっと理解がしにくい部分があるんですけど、その辺はどうなんですか。というのはね、そうあれば事業費全体がふえてね、補助金がふえるのであれば、事業費のほうやってもふえてくるのが道理なんですけど、歳出のほうはふえてませんのでね、その辺の分をお尋ねをしたいんです。

○議長（安部 重助君） 中身わかりましたか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。確かにこの地域支援事業の関係につきましては、基準額というものが設定があります。その中で、基準額が動いたということも一つの理由かとは思いますが、ちょっと詳細については現在、私のほうでは把握をしておりません。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） 少しちょっと不完全燃焼になりましたね。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。当初の議案説明のときに、居宅介護サービスが3.4%給付費が減ったのは、当初見込んでおいたサービスよりも8.9%の利用にとどまったというような説明があったと思うんですけども、それとあわせて説明をまたお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 少しちょっと時間をいただけますか。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時10分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、23号議案の質問についての答弁を求めます。

まず、藤原日順議員についての答弁を先にお願いたします。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。私の詳細説明の中で4,386万6,000円の減額で、補正前の額を3.5%減額するものでございます。減額

の主な要因としましては、居宅介護サービス費の給付費が予算額の89%の利用にとどまり、11%が不用になったと認められるため減額するものでございますということで、この居宅介護サービス給付費につきましては、当初予算額が4億4,700万円という金額を計上しておりまして、それに対する部分でちょうどこの減額する費用の11%というところで一致をしましたため、それを説明をさせていただきましたが、ほかにも当初予算において、それ以外の項目において、たくさんあるわけなんですけども、あと施設サービスについても実際、28年度はあやめ苑の入所なんかの施設利用についても、10月ごろから入所開始ということで予算を組んでおりまして、それが工期のおくれによりまして結果的にはなかったということなどなど、いろんな要件でこの減額したため4,386万6,000円の減額の補正をさせていただきました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 日順議員よろしいですか。

○議員（2番 藤原 日順君） はい。

○議長（安部 重助君） そうすると、三谷議員、ちょっとまだ不完全燃焼なんで、3回いっていますけども、特に許しますんで。ああ、もうこっちへ振ったらいいんですか。松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。今、先ほど大中課長が説明された部分でいいますと、そうしたら説明のところに書いてあります居宅介護サービス事業の給付とかってありますが、これだけではなくって、施設入所の方の分も原因ということになれば、ここに書き足していただく必要があらうかなというふうには一応思います。

それと、居宅介護サービスの利用が減ったという理由の中に、一応想定されるのがヘルパーの派遣とか、それからデイサービスですね、それとかショートステイもそうですかね、そういったサービスか、例えばインフルエンザが施設のほうではやって利用を制限されたとか、それとか介護保険制度が改正されるということのちょっと理解をどこかの施設が、例えば要支援の方のサービスはもう28年度から、要支援の方のデイサービスとかをセーブされた時期があってその利用者が少なくなったとか、いろんな理由でそのサービスが受けたくても受けられなかった方もいるということなのか、いや、もう全然お元気でそのサービスを受ける必要がなかったということでサービスの給付費が使われずに済んだというふうな、いろんな想定があっての減額になろうかと思うんですが、それについては何か、幾らか情報が入っているのかどうか、教えていただければなというふうに思うんです。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。特に施設側が、例えば何かの事情でサービスを提供できなくなったとか、サービス量が足らなくなったため利用できなかったとか、そういったことは一切ありません。昨年度の給付費との比較をちょっとしてみないとわからないんですけども、同じような形で給付をさせていただいております。ただ、介護保険の予算額ですね、これは昨年の実績に基づいて数%アッ

プした形で当初予算を組ませていただくわけなんですけども、昨年の予算に比べてことは少し多目に組んだと。それで実際は前年度の給付とほぼ変わらなかったというところ辺で、その不用額といいますか、残る金額が多いため減額補正するという形になって、特に住民の方に対しての御迷惑とか、施設側の問題による給付の減とかいうことはありません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。これはちょっとこれに値するのかわからないんですけど、ある施設が看護師さんの不足によって受け入れをセーブ、制限されたとかということがありましたね。これはここには反映されてないというか、そういうことはないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。それはある施設でありまして、看護師さんが7名いたところが3名になってしまって、78名の要は定員なんですけども、3名で、2名本部からこちらに来られて、5名体制になりました。それで定員を60名に、預かる定員いいますか、実質の定員は60名にしました。当時、神河町の住民さんは約10名、ちょうど10名だったと思いますが、利用されておりましたが、神河町の10名についてはそのままきっちりその施設で預かっていただきまして、看護師不足による影響は受けておりません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第19 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第24号議案、平成28年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第20 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第25号議案、平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承を願います。

---

日程第21 第26号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第26号議案、平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

[質疑なし]

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承を願います。

---

日程第22 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第27号議案、平成28年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 水道事業2ページ、小さなところになるんですけども、高料金対策のね、いわゆる繰り入れ基準ですか、それが変更になったことの説明があったんやね。ちょっととがわからへんさかいわかりにくいんやけど、177円が175円になって、その分が減りましたというようなことがあったんですが、それはどういう理由なんでしょうかね。やっぱりこの神河町なんかについては、料金が高いということで、基本的な流れとして高料金対応というのはやっぱりこういう言うたら人口密度の低いところに対する配慮というものはね、制度的にもっとしっかりやってもらわんとあかん部分なんですわ。それがわずかでも下向いたということについて、ちょっと疑問に感じたししますのでね、どういうことなんでしょうかね。ちょっと説明願いたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。この高料金対策につきましては、何と申しますか田舎のほうで、資本費というんですけども、水をつくるのにたくさんのお金が必要やと。町のほうであったら多くの人数がおりますので、水をつくる単価が割安になるんですけども、それに比べると人口が少ない町については単価が非常に高い。ですから、その単価が高い市町村に対して交付税の関係で、高いところについては一定の交付税措置を認めましょうというところでございます。

その基準の単価である金額が、今までは175円という金額でその計算をして交付税算入されておったんですけども、その金額が制度の改正によって177円という金額に上がりました。ですから、その2円の差が今までは交付税として見ていただいた金額が、その2円分、制度の改正によって見てもらえなくなったという部分で、計算をしますとこの54万という金額が交付税算入から減ってくるというところで、制度の改正がありましたので、この分をもう決定されますんで、減らさないといけないというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） ということはトータルとしては変わらないと、そういうふうに理解したらいいんでしょうかね。いわゆる水道事業そのものについては、交付税、これは交付税ということになると一般会計を通じますが、いわゆるちょっと今、課長の説明を100%よう聞き取らなんでわかりにくいさかいは、くどい話ししよんですけども、要は事業そのものに対するお金の措置というものには変わりはないですと、そういうふうに受けとめたらいいいんですか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） この備考欄の一般会計補助金という部分にありますように、基準内の繰入額が、高料金対策の部分と企業債元利償還金補填の分で差し引き112万8,000円減ります。ですから、一般会計から水道事業会計に入ってくる金額が112万8,000円減ります。もちろん交付税の関係もその金額が減ってくると。全てがそのリンクされているということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 済みません、財政担当から何か私が言いよることで補足がありましたら。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。この交付税算入につきましては、毎年資本費というものを計算をいたしまして、その中で今、中島課長が申しましたように、国が定める基準単価というものがございます。それに基づいて交付税算入をされるということでございますので、そういう高額な資本費をしている市町への補助と、交付というのは、制度としては変わってないというところでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 済みません、3回目ですので。まだわからないんですね。私の基本的なことについてはね、理解していただいたと思うんです。やはり水道料金は少しでもこういった人口密度の少ない地域の町においてはね、国のほうの制度として厚くやってほしいという基本的な形の中でね、今はいわゆる交付税算入の額が下がりました。

たよというだけやったらね、ここのところだけやったら何か神河町の水道事業に対するいわゆる国の制度そのものやね、交付税的なことも含めて何か後退したん違いますかというように思うもんですから質問しよるんです。

ですからそういった、こういった非常に事業費の高い、水道課長が言われたようなところに対する水道事業というものに対する国の姿勢は全然変わってませんよと。しかし、交付税というものの中では、いわゆる資本費というものに対する高料金というような受けとめ、説明ですのね、交付税は減るけども、今からまだ水道事業いろいろせんとあかんのでしょ、いわゆる長寿命化も含めてね。

そういったところで、もとになるところが、いわゆるそれを補助金という名前で置かえますとね、補助金は少しようなるんですよと。しかし、交付税としては、そういうところで少し、町でいえばメリットが出ましたんで、交付税は辛抱してくださいよと、そういうことですかという質問なんです。だから、今のところは交付税だけ言われますんでね、目減りしたりとかしか言えませんので。しかし、もとになるところでは、それにかわるだけの、交付税が減るだけの対応がされるんですよということですかいうことですか。私、あんまりいわゆる企業会計わかりませんのでね、平たく私、質問してますから、専門的に言うてもらわんでもよろしいから、平たく答弁してください、お願いします。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。国の制度としては、何と申しますか、やっぱり資本費と申しますか、水をつくるのにたくさんのお金がかかるところに対しては交付税で見ましょうという、全体的な制度は変わっておりません。ところが、今言いましたように、基準単価が見直しされたということは、平たく申しますと、若干ちょっと国のお金を減らそうかなというふうになるんかなというところがございます。

今、うち水道のほうでも補助金使っているいろいろな事業をさせていただいておるんですけども、そういう部分の補助メニューは変わっておりません。ですけども、当初は27年、28年で完了させると、そういう制度のもとで手を挙げて事業を執行したんですけども、実は国のお金が少なくて、平成31年まで延ばしてくださいというようなことがあって、水道事業は平成31年まで延ばしております。と申しますと、結局は国のお金がちょっと厳しいという状況かなというふうにも思えますので、そういうふうを考えますと、こういう資本費を制度改正で上げて、ちょっとでも国のお金を削減しているのかなというふうには思われるというところがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。私が高料金化対策について理解しておりますというか考えておりますのは、簡易水道に関しての年間の資本費と申しますか、元利償還金を年間の有収水量で割って1立米当たりの実際にどのくらいかかっているかという金額、実金額を計算して、国としては標準的にこれくらいかかりますよ

という基準の料金が出てきて、その差額分を国が見ましようということで、それが繰り出し基準額になってくると。だから繰り出し基準額が単価が、神河町の場合の単価と基準単価の分が、これが2円上がったならその分が下がってくるから、今回繰り出し基準額に基づいてその分を減らしましょうということになったんだと思うんですが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上水道課、中島です。全く今、日順議員がおっしゃるとおりでございます。ちょっと私のほうの説明が悪かったんですけども、今おっしゃったとおりに、神河町の単価と繰り出し基準が上がったので、その差額が減ってしまったというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第23 第28号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第28号議案、平成28年度神河町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は3月15日以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第24 第29号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第29号議案、平成29年度神河町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に若干申し添えておきます。一般会計につきましては、配付しておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において、質疑回数を同一議員、質疑3回の原則を適用してまいります。

また、質疑に当たって、個々の議員から資料の請求の申し出があった場合は、議会として判断し、議長から請求させていただきます。

以上、議員各位には格段の御協力をお願いいたします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書、1款町税から11款交通安全対策特別交付金、

15ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございますので、次に、12款分担金及び負担金から、21款町債、30ページまでをお願いいたします。特にありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に入らせていただきます。

これより歳出に入ります。1款議会費、32ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、2款総務費、50ページまでをお願いいたします。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら39ページ、企画費の中で賃金が1,390万円上がっています。せんだっての説明につきましては、地域創生に係る協力隊員だとかいうようなお金を多分説明されていたと思います。また、健康づくりも地域おこしの関係で言われたと思うんです。賃金関係、ちょっと調べてみました。一般会計で全体でいきますと1億5,660万ほどございます。説明を受けた分はわかるんですけども、全体的に見て、嘱託・臨時職員、いわゆる1年間雇用される方の配置がどのようになっているか、ちょっとわかるような資料をいただければありがたいと思うんですけども、それを言っています理由は、やはり今、定員が130名ということで、職員も減った、それから住民サービスの維持、向上に向けてはなかなか厳しいという意味での、あと補完職員として採用されていると思うんですけども、実態がどうなのかちょっと教えていただきたいと思いますので、わかるような資料とか、説明できたらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの藤原資広議員のお尋ねの件でございますが、まず、職員に係る全体的な給料の関係でございますけれども、昨年から比べますと全体で1,000万程度一般会計の部分では減額というふうにはなっております。それから、嘱託員、嘱託臨時職員にかかわる分につきましても、基本的に物件費を抑えていこうという姿勢の中で取り組みはしております。

その一方で、平成27年度から地域創生ということで、5カ年に集中して取り組もうということで取り組みを進めておる中で、地域おこし協力隊員、現在4名採用しているかというふうに思いますけれども、そういった部分であったり、集落支援員であったり、移住コーディネーターであったりとか、要するに神河町として一番の課題である人口減少対策、いわゆる人口確保対策をどう進めていくかという部分において、一番効果があるのが人と。そしてその人というものを町外からどんどん受け入れていくために、特に地域おこし協力隊等を採用していきながら取り組みを進めているというところでござい



まして、その部分について若干嘱託・臨時職員等の雇用数がふえてきている状況にはありません。

現在、その数字については手持ちはございませんけれども、必要ということであれば職員数の対比ということでお示しはしたいというふうには思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ということは、資料の提出はできるわけですね、今の要求の。

○総務課長（日和 哲朗君） 人数の推移ということで。

○議長（安部 重助君） 了解しました。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。何が言いたいかと今言いますのは、短期的にされる分、例えば地域おこしは多分ね、短期的な対応だと思えるんですけども、いわゆる慢性的に、いわゆる人員不足している部門とかいろいろあるかと思えますんで、例えばこのAという方はこういう部門でお世話になっています、この課ではというようなことがわかれば一番ありがたいんですけども、そういう意味でちょっと質問したんです。補足説明です、これ。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御質問の趣旨は十分に理解をいたしております。資料のほう、また準備させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。これまた資料をつくってもらいたいということでお願いする形になるんで非常に申しわけないんですが、特に総務費の中でコンピューターいうんですかね、ネットワークも含めた、その関係の費用が非常にたくさん出てくるわけなんです。ところが、今のコンピューターの時代ですんで、役場の内部で処理する事務もあれば、住民票とか納税とかいう住民相手のシステムもあるわけなんです。それは今のところ総務費の中で大体一括で管理をされておりますので、非常にわかりにくい部分がありますので、できましたらシステムのうか、契約をされている内容でどのような処理をされているのかなということの分と、あとこれはまた先ほどの条例で出ていましたように、今回には新たに電子申請の経費も入っておりますので、その辺も含めた中で、ひとつわかりやすい一覧表というんですか、そういうのをつくってほしいなと思えます。

一方、土木でしたら、土木の積算システムなんかまた別に動いているという状況がありますんでね、役場全体の中でどのようなシステムというんか、コンピューターを導入されているかなという分です。これについては、未来永劫、役場事務の処理をする中でコンピューターいうんですか、システムを利用していかないかならないと思えますので、これにつきましては必ず保守料がつかますのでね、その保守料が大体そのシス

テムというんですか、グループごとにどのぐらいになっているかなというような部分のまとめたものがつくれるかどうか、最後に1点お尋ねして、できるのであればお示しを願いたいなという、そういうところでございます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。コンピューターにかかわるお尋ねということでございます。議員も御承知いただいているかと思えますけれども、一方では効率化を求めて最新の情報機器等を活用した情報住民サービスを提供するというところで進めているわけですが、実際のところとしましては、かなり多額の経費がかかっていると。保守料という部分のお話でありますけれども、年間、数年前の記憶でいきますと七千数百万ぐらい毎年保守料として納めているという実態だったかというふうに思います。

その効果が実はどうなのかというところもあるわけなんですけれども、前段の条例改正のときにもお話をさせていただきましたように、一つの時代の流れということもございます。それから、ネットワーク化ということでございまして、役場の行っております業務の中で、基幹系の業務といいます、いわゆる住民情報等にかかわる業務、それからインターネット系の業務というところで、そういった部分についての分離であるといったようなセキュリティー対策であったりとか、それからこのコンピューターを共有をしてさらに活用するという、そういった部分であったりとかいうところで、かなり多くの予算化をしているというところではございます。そのシステムがどのような部分に、どれぐらいの経費が投資をされているのかといったような資料が、どこまでこちらで整備がされるかというところは、ちょっと今の時点では申し上げられませんが、行政としてもそのあたりをしっかりと情報として持つておく必要はありますので、一度時間をいただいてそのあたりの整理はさせていただきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。我々がというんか、私が知っておきたいのはね、やっぱりコンピューターですんで、それぞれいろんな分の中でコンピューターを入れていかなあかんと思うんです。ところが、当然そういうものについては保守がかかってきますのでね、先ほど年間の保守料が7,000万ぐらいだという話がありましたが、これ間もなくは1億近くになると思うんで、これはコンピューターがある限りこの保守はしていかなければならないという部分がありますので、当初の分の導入経費はいいんです。できたら今動いている部分の中での年間の保守料が大体どのぐらい要るかなというのがシステムというんですか、グループごとにわかったら教えていただきたいなという部分です。

それから、そういう中で29年度は新たに電子申請の関係でさらにまた投資もされるようですので、その辺の分については投資の額が、これはすぐわかると思いますんで、

そういう部分の中での資料をつくっていただけないかなという、そういうことです。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。お尋ねの部分、準備させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 38ページ、委託料で、長谷駅利用促進計画策定業務等委託料が上がっております。予算説明資料にも詳しく書いてあるんですが、何をしようかということもよく理解いうんか、必要だろうなという意味において理解はするんですが、これ長谷地域のほうからの委託したいというようなね、ことが書いてあるんですが、今までもこの長谷駅の利用をふやしていくということについては、地元の方はもちろん、町としてもいろいろな手だてをされてきたんですが、そういった積み重ねの中でそれを系統的に、総括的にいうんですか、現時点で考えられることを全て網羅していこうかなというような思いも込めてのこの取り組みだと思うんですけども、町として、それに対する一つの意気込みいうんですかね、何とかせんとあかんというようなことの思いも含めて、ひとつこれを今、220万なんですかね、ここでは、このところでは220万と上がっていますが、これだけのお金でどれだけのものが、一つの方向が出るんかなというようなことの思い、その辺をひとつ説明を願いたいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課長、石堂でございます。まず、これの策定業務を考えたいきさつでございますが、山下議員さん御存じのとおり、長谷駅の上下8本が今、快速としてとまっておりません。そういうことから、長谷駅の利用促進はもちろん、それに伴います地域の活性化というものが、やはり産業建設常任委員会の中でもありましたように、全体を見通してそういう長谷地区の振興というんですかね、考えていかなければならないということを思いまして、今度は、今回長谷の振興を考える会が中心になっていただきながら、各世代にわたる地域住民の参加を募りまして、そしてまずは地域が盛り上がらなければ今後の活性化というものはないと思いますので、いろいろな目標とかはあるんですけども、詳細につきましてはまた後ほど申し述べたいと思いますが、大きく言えば、全体の住民さんで今後のことを考えていき、長谷の活性化を考えていこうということの委託ということで御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 今、石堂課長のほうから、いわゆる名称は長谷地区を考える会ということになってますけども、この組織がね、ややもすれば、ちょっと聞こえたらお叱りを受けるかもわかりませんが、一定の年齢の人から上のような、もうずばり言うたら区長さんとかが中心のようなね、形でないかなというように、今、最近

の情報を知らん、状況わからん者がそういうこと言うと悪いんですけども、思いがあったものですから、今、石堂課長が言われたように、いろんな層を集めて総力を挙げると、私はそういったような思いがあったもんですからね、あえて質問したんですけども、答弁で受けて快く思いました。ぜひそのような形でね、非常に大きな懸案ですので、ぜひいい方向が出るように取り組んでいただきたいなというように思います。

それから次ですが、今度はひと・まち・みらい課のほうになるかと思うんですけども、シングルマザー移住支援協議会補助金が、これは41ページにあります。このことについてとかく言うわけじゃない、これは地方創生の大きな目玉ですのでぜひやっていかんとあかんことなんですけど、またここでもちょっと説明資料にありますように、ちょっと組織がね、できとんですか、今からできるんですかね、やはりね、行政ひとりで抱えられませんので、大勢の人の力をかりてやるということは、これは非常に大切なことですし、特に今からがそういう時代、今現在もそうですし、今後はますますそういったことを強化していかんとあかんようなことだと思うんですけどね。

いろんな、これちょっと例えということで特化して言うておりますけども、いろんな組織があるんですね。ところが、その機能ということ、それを機能させるということについて非常に難しい問題がある。特に今言うておりますシングルマザーのこれは協議会的なものをつくっておられるんですけど、不明なところがたくさんあるので余計そういう今のような質問になるんですけども、これが本当にうまく機能するのかなというような思い、心配ですね、そういったこともあるんで質問に立ったわけなんですけども、ちょっとその辺、もう少しここに書いてあるわけなんですけども、どう動くんかということについてひとつ、現在の動きも含めてですけどね、今説明できる範囲でひとつお願いできないかと思うんです。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。シングルマザーにつきましては、移住支援協議会という形で、町内の団体の長の方あるいは県の母子父子の指導員さん等々にも入っていただいて組織をいたしております。実質今年度初めて組織をしまして、この事業にも取り組んできたところがございますので、これまでは町のほうが、こういった事業を展開したいといったようなことを御説明をさせていただきながら、この間、町主導のような形で事業展開をしてきたところが一定ございます。先日も会議をさせていただいておったんですけども、やはり非常に人口対策の施策として重要なことをやっておるという中で、今後いかにもっと多くの人に来ていただくかという部分も含めて、委員の皆さんからもいろんな御意見をいただいております。そういった部分を受けながら、29年度の事業展開していくということで、28年度の事業をベースにしながら29年度を実施をしていくということで、事業の構成をしております。

実際にこの機能をどう動かすかという部分についてでございますけれども、やはり非

常に難しい部分がございます。できるだけ委員の皆さんと、今までは不定期の開催の部分がございましたけれども、できますれば定期的に開催をしながら、多くの意見をいただくという中で幅広い観点からの事業が展開をしていけるような、また施策を考えられるような組織として機能が発揮できるように、なお一層委員の皆さんと話し合いを進めていけたらというふうに思います。非常に大ざっぱな話しぶりですけれども、そういった考え方でおります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。予算書の35ページなんですけれども、その負担金、補助及び交付金の中で、その一番下の欄の神崎高校地域連携活動支援金の欄ですけれども、継続事業ということで続いておるわけなんですけれども、当初導入のときにちょっと何というんですか、地域連携という目的外、要するに学力向上のためにというような話があって、それはどうなんだという話になったという覚えがございます。この本来の地域連携、地元との連携ということで使われるのであれば問題はなかろうという話にはなったと思うんですけれども、昨年、これまでのこの活動支援金についてどのように評価されているのかという点と、それから今回こういった形に地域連携の活動を行いますという予定が出ておるのかどうか、その点、2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。神崎高等学校夢実現推進事業というところでございます。趣旨につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、生徒指導面で落ちついてきた神崎高校をさらに活性化をし、魅力ある学校にするため、神河町からの支援金を活用し、魅力化、活性化事業を実施するというところでございまして、一つにユニバーサルスポーツ類型の目標でもある、将来地元に戻り、リーダーとして地元で貢献できる人材を育成するために、地元との連携を強化し、さまざまな場面で神河町と連携を図ることで、生徒一人一人の人間性を高めると。そして、2つ目に、生徒一人一人の進路実現に向けて、多様な学力に対応した指標の充実を図る。現在行っている学習指導に加え、生徒の基礎学力充実から応用力養成の要望に応え、外部資産を活用した学習指導を行うことで、生徒の学習意欲を喚起し、地域に誇れる学校とするということの趣旨のもとで進められております。

例年同様の活動ということにはなりますけれども、地域のクリーン作戦、クリーン活動であったり、地元の福本揚羽まつりの参加であったり、神河おもしろ体験塾等への参加、そしてまた施設訪問、そして学校連携ということで、小、中の連携ということで、講演会等も実施をされていると、あわせて進路実現に向けた学習ということでも取り組まれておるというところでございます。

その評価ということでございますけれども、それぞれの方がお感じになっていること

が多いかというふうに思いますけれども、神河町が今進めようとしております事業が交流から定住ということで、人の流れをつくっていき、そして神河町のよさを知っていただいて、神河町に住んでいただくというところでございます。それに向けて、地域に唯一ある神崎高等学校が神河町のさまざまな取り組みに賛同していただいて、協力していただいて、そしてそこから輪を広げていっていただいているというところでございます。評価はしっかりといたしておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。教育関係だけで申し上げますと、今、日和総務課長が申し上げましたが、28年度、中学生と高校生が合同で講演会を聞きましたし、学校におきましては、理科、体育での教室の開催、高校の教師による小・中学校への授業の開催、また、土曜チャレンジ事業につきましては、毎月1回行っているわけですが、5名から10名、毎回高校生が来てくれまして、小学生との交流の中で支援をしてくれております。それ以外にも青少年健全育成大会等々、教育委員会としては非常に神崎高校との連携ができています中で、先ほど総務課長が申し上げましたが、高く評価をしているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程に入る前にお知らせいたします。和田税務課長のほうから欠席届が出ております。理由につきましては、確定申告の相談の業務に携わるということでございますので、御了承願います。

それでは、午前中に引き続きまして、2款総務費、50ページまでの質問を続けていきます。

質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結し、次に移ります。

次に、3款民生費、58ページまでをお願いいたします。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。51ページで、負担金、補助で、防犯灯の設置に係る補助金があります。452万ということで、防犯灯のほう、1灯1万円にしてもかなりの数になるんですけど、どんなような内訳になっているか、ちょっとわかかったら教えていただければなと思うんですけど。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 藤原資広議員の御質問、防犯灯の補助金の件でございます。予定してましては、計画的更新、LED化につきまして、これは14の区で予定をし、429カ所予定をしております。これが主なものです。あと引き算した残りについては、通常の新規3万、更新2万とかいった分のことで、一番大きなものは429カ所でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。扶助費で乳幼児等に係るお金、4,578万ですか、55ページで、ありますね、扶助費で。乳幼児等医療費の関係なんですけど……。

○議長（安部 重助君） 何ページですか。

○議員（5番 藤原 資広君） 55ページ。扶助費、乳幼児等医療費の関係なんですけど、町の上乗せ助成になっている部分、何ぼぐらい上乗せされているかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 乳幼児の医療費、扶助費、予算書55ページ、4,578万のうち町の持ち出し、町単分でございますが、3,573万円、棒読みしますと35730000でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに、特にならぬようでございますので、次に移らせていただきます。

次に、4款衛生費、64ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、次に移らせていただきます。

次に、5款農林水産業費、72ページまでをお願いいたします。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に移らせていただきます。

6款商工費、77ページまでをお願いいたします。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。77ページに工事請負費があるんですけども、その中で、砥峰高原の駐車場の関係の工事費が上がってます。たしかこの駐車場関係、23年、24年ごろから多分毎年何かあるんだと思うんですけど、結局総額何ぼかけて整備されているのか、ちょっとその額がわかれば教えていただきたいんですけども。今までの分の総額。

○議長（安部 重助君） わかりますか。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） ちょっと記憶が余り定かではないんですけども、資広議員さんが役場におられたときにまず一番最初にやったときが約700万ぐらいの整地をやりました。その後やったのは、街路事業を使いまして、要は緑化事業をやってます。これは地元の川上集落が事業主体でございまして、その後に、去年、舗装工事をやったと思います。その額はちょっと頭の中にはないです。それと今回はあわせて、今度は第2駐車場の部分の水路、山側の水路を、今度の部分をやろうということでございます。この部分につきましては、今まで全部緑化工事、まず最初に県が道路の部分の緑化ということでやっていただいたんですけど、続いているものですから、ちょっと非常に厳しい状況があって、町のほうも力入れているのでということで、そこら辺も鑑みて、県が状況を見るということがございまして、まず水路から工事を始めますということで、今回、まず水路の工事をやりまして、あわせてまた中央駐車場と同様な緑化工事を県にはお願いしたいなという思いではあります。なので、あと去年の舗装工事については、もしよければ次の委員会のときに金額を言いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） ページ数では、一つが75ページのヨーデルの森の改修工事ですね。3,900何ぼ上がってます。それから、次のページで峰山高原のリラクシアの改修工事請負費、この2つが上がってまして、ヨーデルの森についてはずっと28年も、もう一つ前の年なんかも相当の金額が上がってますと、それで今度もこの金額が上がってきたということ、事前にちょっとそういう議論があったときに、私、ヨーデルの森については、前にこういう箇所、例えば27年はこうやった。28年はこうやった。今回はここですというような、そういうようなもんが欲しいなということを使うんです。ところがこの説明資料ではちょっと見えにくいので、それがきちっとしてほしいのと、それから、峰山高原のほうのリラクシアについては、同じことを言うんですが、今回はちょっと内容の説明が出てますね。この資料の中にね。そういうことで、ある程度理解できるんですが、ヨーデルの森について、その辺の整理したものを、委員会までよろしいので資料をいただけないかなと思うんですけども。前にちょっと要望しておりますので、検討してください。

それからもう一つは、これもきょう回答よろしいですけども、そのときに同じことを言うんですが、峰山高原のホテルのリラクシアについては、500万円までは町が持ってくださいよと、後のメンテも含めた、メンテいうより大きな改修ですね。そういうものについては、500万円以上については、県がフォローしますよというような大きな話し合いいうんですかね、そういうことが約束事であった。で、ずっと今まで空調と



かいろんなもんはその方法でやってきたわけですね。今もそれは踏襲されておりますと。しかし、今回、いわゆるカーボンマネジメントいうんですかね、そういった補助金もらって取り組むということで、この予算説明資料の中に、ちょっと間違ったらあかんで、ここに書いてありますのは、地球温暖化対策推進事業補助金、このように改めます。とずっと書いてあるんですが、当然地方債も入っております。いずれにしても一般財源が、財源内訳が出とるんですね。それについて、この前に話ししたのは、今、いろんな面で、スキー場という中で、辺地債も力入れてもらってほぼ満額の回答をいただきたいというような、非常に神河町に向けて大きな県の支援をつくっていただいたというような中ですけれども、やはり初めに言いました約束事、そういったものについて、前に話ししましたが、一方通行やったんですね。回答得ておりません。ですから、ここでこういう予算は組んでおられるんですけれども、後、次の段階ですね、やはりそのことは、リラクシア建築のときの約束か、私は約束というふうに受けとめておりますけれども、その基本に沿って対応していくんですということなのか。これは今答弁できると思いますので、前に言いましたヨーデルの森の27年、28年、29年の箇所は予算の特別委員会のときでよろしいので、それは今お願いしておきます。今言いましたリラクシアの改築等に関する財源確保の件について、今現在答えていただける範囲でお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。まず、1点目なんですけど、一応手元の資料にはまとめております。例えば26年度につきましては、空調設備用キュービクルを直しております。それから、27年度につきましては、ちょっと予算が厳しい状況にあったもんですから、それは飛びまして、28年度につきましては、体験棟の空調設備を修繕いたしております。それから、今回、29年度につきましては、加工棟という格好で、約6,000万ほどの当初計画をつくりまして、それを年度を割って順番に修繕しているという状況でございます。資料はまた提供できます。

それからもう一つ、峰山高原につきましては、おっしゃったように、施設をつくったときに500万以上の部分についてどうするんだということが当時の町長と知事との間に覚書が交わされています。その部分については、500万円の根拠は何かといいますと、淡路のほうでそういう事例がありました。それが500万円だったもんですから、基本的にそれを、例に倣おうかということで、500万円ですと。過去にも大きな修繕をいたしましたけれども、大体行われますのは辺地でやってほしいということです。辺地でやって、その分で町が負担しなければならない分について、今まで償還で返している分について上乗せをしてくるという、そういうシステムです。それだけに県費の単独費を捻出するというのは非常に厳しいというお話を聞いております。

今回につきましても一応要望はいたしております。500万以上ですから、県、お願

いできませんかという中で、ただ、その中でまたこういうふうな新しい事業がありますので、その部分について今は協議をするという格好になろうかと、有利な事業を展開して行って、それを活用して、町の負担分についてどうするんやということについて、最終的に詰めを行いたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。予算書75ページの19節負担金、補助及び交付金の一番下のヨーデルの森下水道使用料補助金とございます。これについて、ちょっと説明資料のほうにも出ておりませんので、どういった趣旨のもので、どういった基準で出されているのか、そんなところをお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） これにつきましては、まだ詳細は今後詰める段階にありますけども、直接今度は本管のほうにつなぎたいというふうに検討しております。その使用料について、全部を負担させるのかとか、そういうことを今から詰めていった中での積み上げの計算によるもので、この部分についても中身について詳しい説明を、委員会のほうではもう少しわかりやすくしたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、次に移らせていただきます。

7款土木費、82ページまでをお願いいたします。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。78ページの13節の看板設置等委託料16万円についてですけども、これはかつて一般質問でもお願いしておりました坂の辻トンネルの促進用の看板と理解していいのですか。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。小林議員さんのおっしゃいますとおり、坂の辻峠のトンネルの実現化に向けた看板費ということで御理解をお願いします。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 予算化していただいて、16万円いうたら大体大きさがどのくらいのものなのかいう、要するに、今、宍粟市側にある看板よりか見劣りがしないものなのかいうふうな、後からつくるものであるからして、あれよりか見劣りのするようなものではちょっと物足りないような気がするので、同等、それ以上のものなのかということと、それから、設置場所の地権者との合意等は、その辺は進んでいるのかいう2点お尋ねします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。看板につきましては、宍粟市側に現在あります看板と同等というところで御理解をお願いしたいと思います。

それから、実際の設置場所につきましては、区長さんとも1度はお話ししたんですが、今後詰めていくというところで考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。80ページの河川費の関係、予算から外れるかもわかりませんが、今のずっと予算科目を見ていく中で、またこちらの説明資料を見ていく中で、河川台帳の整備、これをやっていくという形で取り組んでおったんですが、もうでき上がっているんでしょうかね。その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。河川台帳につきましては、平成27年度、それから28年度におきまして、委託業務を発注して、一応整備を完了いたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） そこら辺は常任委員会の絡みがあるんかわかりませんが、決算みたいな話になりますけどね、そういうことになりますと。完了したということになりますと。ただ、その中で、どういう対応されたんですか。予算から外れとりますね、完全に。しかし、まだ私は継続しとるといような思いが強かったもんですから今質問に立ったんですけどね、状況、どうでしたんですかね。この機会にちょっと教えてください。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。一応昨年、1河川ですが、地元より協議があった部分も同時に調査をさせていただいております。今後もし出てくるようであれば、またちょっと予算のほうをお願いしながら調査というような形で対応をさせていただければと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） その辺もよう覚えとるんです。そういう、私、意見言うたことがあったのでね。しかし、完成した成果品いうもんをやっぱり町民の皆さんにお知らせせんとあかんのちゃうんですか。だから決算みたいなことを言うておりますけども、この機会ですから、その辺を教えてくださいと、そういうことなんです。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。町民の皆さんにはちょっと無理かもしれませんが、各区長さんにそのリスト的なものをお渡ししようかというところ

でちょっと考えております。そういうところで御理解をしていただければと思います。  
以上でございます。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） 関連ですか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 町民の皆さん言いましたけどね、私らも町民の一人なんですよ。議会でああいう形で一生懸命私は議論して、いいもんをつくってほしいと言うたわけですからね、そういったものを議会にも、常任委員会に出とんかわかりませんが、全議員に渡るような形、そしてまた役場の中も広く使ってもらうような形でという意味の町民さんということですから。もちろん区長さんが入ってます。そういうふうに理解してください。お願いします。答弁よろしいです。そういうことです。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。済みません。81ページの19節の若者世帯リフォーム支援補助金、過日の委員会で木材業者さんが町産材でお願いしたいという話をさせていただいたと思うんですけど、要綱のところ、それは無理なので、せめて地域材でいきたいという話だったと思います。結局要綱のほうはどういう形でおさまったかだけ教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） ひと・まち・みらい課の野邊でございます。これにつきましては、委員会のほうでいろいろ御審議いただきまして、木材を調達するときには町内の製材業者のほうから地域材を調達することということを条件につけて取り組んでいきたいと思っております。やはり一つの理由といたしまして、本来であれば町産材ということにしたかったわけですがけれども、なかなか乾燥とか加工の面がちょっとまだ町内ではできないということもございまして、町産材が難しいようであれば県産材と、そこまでちょっと枠を広げさせていただいて取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。先ほどの質問に続いてなんですけども、その木材とはA材と理解させてもうたらいいんですか。A材、B材含めた話なんでしょう。それともA材、いわゆる製材、原木の割ったものなのか、いわゆる合板とか含めた、建築用合板も含めた話をされているのか、そこだけちょっと確認させてもらいたいんですけども。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） ただいまの御質問につきまして、いわゆる住宅用におさめる木材は全てということを考えておりまして、当然無垢材もですし、あと合板につきまし

ても兵庫県産材の場合は京都にあります林ベニヤのほうで対応ができることになっておりますので、そういった加工されたものにつきましても考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。2点お尋ねをしたいと思います。まず、予算書の79ページです。道路橋梁新設改良費ですね。この工事請負費の中で、これ、神崎・市川線の新設なり改良工事が入っておると思うんですが、この分につきましては、道路整備交付金で行う部分、その中でもやっぱり支線のほうが入っていると思うんです。それからまた、町単独でやられている分もあるのではないんかと思うんですが、この分の、神崎・市川線の全体の工事の計画いうんですかね、特に町単独部分なんかも含めた分がどうなっているかいうことを教えていただきたいのと、2点目は、81ページです。81ページの住宅建設費の中で、これは柏尾団地の建てかえに向けて、既にこの予算の中では用地購入費等も計画をされておると思います。たしか公共施設の総合計画の中では30年度に柏尾団地の計画というようなもんがあったと思うんですが、一方で、これの補助等を受けてくる中では、住宅マスタープランとの関係がありますので、多分住宅マスタープランは今回見直しをされるというようなことが書いてありますので、この見直しについては定期的な見直しなのか、それとも柏尾団地の部分をにらみ合わせての見直しなのか、その2点を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 先に建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。神崎・市川線の町単部分でございますが、昨年、町の残土を民間のほうへ有効利用するという部分もございまして、その予定でいたんですが、そちらのほうの計画がなくなりまして、ちょっと現在できておりません。今後、その部分のところも含めて、あとのり面の仕上げがまだ残っておりますので、そういう部分で今年度対応していけたらと思います。ただ、残土の部分に関しましては、まだちょっと調整ができてない状況なので、また調整をしていきたいというふうに考えております。

それから、町道の単独の部分でございますが、1,550万というところに入ってございます。これは区の要望部分と、それから作畑・新田線の工事費もこの中に同じように含んでおります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。住宅マスタープランの関係でございます。平成22年の11月に作成されまして、それから本来なら5年過ぎぐらいには見直しというのが本来の業務なのですが、少し申しわけないですけどもちょっとおくれていたということで、今年度、マスタープランを見直すということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。ということは、そのマスタープランの中には柏尾団地の計画は入っていないというように理解しとったらよろしいんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石堂 浩一君） 全体計画の中では公営住宅を何軒というような計画で入っております。その中で、今回の柏尾団地におきましてもそうですけど、中村団地のように若者の世帯の賃貸住宅等々も加味しながら、時代の今の流れにマッチしたようなマスタープランに仕上げたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。それでは、次に移らせていただきます。

8款消防費、85ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に移らせていただきます。

次に、9款教育費、106ページまでをお願いいたします。質疑ございませんか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 87ページの教育の負担金及び補助金のところの下から3行目、峰山高原スキー場活用補助金というのは、これは新年度の新しい取り組みということで、小・中学生のスキー体験ということのお金だと思うんですけども、500万という大きなお金については、どういった経費がその中に組み込まれているのか教えていただきたいんです。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田です。今年度、峰山高原のスキー場ができるということで、この経費につきましては、町内小学生、全小学生がスキー体験をするという予定でございます。現在のところ、1年生から3年生まではそり遊び、4年生から6年生につきましてはスキーということで取り組む中で、バス代、それからインストラクター代、それから必要な部分についてはウェア代等々を計上して予定をしておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（10番 小林 和男君） 小寺です。先ほどと同じところでお聞きしますが、全小学生を対象ということなんですけども、なぜ中学生を対象にされないんですかね。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。中学生につきましては、現在、鉢伏高原で2泊3日のスキー実習を実施しております。それにつきましては、スキーの

実習という部分とともに、仲間づくりというような部分、また生活習慣の確立というような部分もありますので、その部分については、今年度は、峰山高原では宿泊を伴う部分でまだ十分な対応ができないということで、現在、中学校のほうには、今後、中学校も取り組めるかどうかの検討をしてもらうように指示を出しているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。次に移らせていただきます。

10款公債費から12款予備費、最後までをお願いいたします。特に質問ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、総括で質疑がございましたらお願いいたします。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） それでは、この給与費明細のところちょっとお尋ねをします。

111ページ、定数が出てますね。職員数ですね。ことしは去年から見て1人ふえた。130人。そこへ外書きということは、ここの表現ですとプラスということですので、133人。再任用が3人、予算書に書いてありますので、その数字ですね。それで、この数値の捉え方についてちょっと教えてほしいんですが、職員定数条例がありますね。定数条例があって、そして、私、トータルしてませんけども、例えば選管とか農業委員会とか、いわゆる町長部局以外のことも含めた130になるわけなんですけども、当然その中には、間違うとったらまた訂正してほしいんですけども、もちろん病院なんかは企業会計ですけども、管理者は町長。そういうことを含めた定数条例になっているわけですけども、いわゆる普通会計の人員、定数目標というのが、ずっと前の定数をどう持っていくかという中で、いわゆる普通会計で130人ということがありまして、それと今の定数条例が整合しているのかということも定数条例だけ見ておると見えませんので、その辺をどういうふうに分けられているかということと、今回、133人になったことが定数条例の中で入っているかということと、あわせて、ちょっと横へ行きますけども、130人というずっと以前の数値目標になるわけですが、その中にはやはり、いわゆる普通会計ですので、会計区分でいいますと、介護療育施設の関係の特別会計の職員も入っているというように思うんですけども、そういうもろもろのことを含めて、定数管理ということについて、ひとつ総務課長のほうから現状こうやいうことをちょっと教えていただきたいと思うんです。私、余分なこと言うた。それはもう要らんことは捨ててくださいよ。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。山下議員の御質問にお答えをしたいと思います。

定数条例につきましては、現在も以前も変わっておりません。400名ということで、病院含めてということになってございます。

それから、お尋ねの普通会計職員130名ということで、これまで合併後の目標を持って推進をまいりました。そして達成をいたしまして、今後の計画といたしまして、これまでの御質問の中でもお答えしたかと思いますが、120名を目標に定員管理を進めるというところでございます。

なお、再任用職員の部分につきましては、定数条例に含まれない職員ということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 私が今、130名の目標のことについて、定数条例とちょっと関係ないかもわからへんけど、普通会計が130人、一般会計じゃないですよと、普通会計ですよと、ですから介護療育施設の職員が、ちょっと今ここに書いてあるさかい、ちょっと私、よう覚えとらんけど、何名かいうて書いてあるんやね。4名以上あったと思うんやね。そういうことを十分に踏まえて定数管理やっとなってですかと、その辺なんですよ。その辺どうですか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。一般会計ということで、介護療育等に携わる職員の部分を含めてということになってくるわけでございますけれども、現在進めております普通会計職員というところでの定員管理というところで御理解はいただきたいなと。お尋ねの趣旨は十分に理解をしておりますけれども、私が先ほど発言をしました120名という目標に向かって定員管理を進めているという部分につきましては、普通会計職員ということで御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいか。

総務課長、答弁する。

○総務課長（日和 哲朗君） いや、私はもう今のままで。

○議長（安部 重助君） 山下議員、よろしいですか。

ほか、ございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。済みません。概要説明書の中身でもよろしいんでしょうか、質問については。説明資料の町長が言われました概要説明の中で聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） はい。

○議員（8番 松山 陽子君） 済みません。8ページ、あけていただきたいと思うんですけども、下から15段目あたりになるかと思っております。障害者福祉のことについて



3行ほど書いておられます。3行だけで余りにもちょっと少ないかなと思うんですが、その中の計画についての名称なんですけれども、この名称がこれでいいのかどうかちょっと確認したいと思うんですが。

○議長（安部 重助君） 若干その部分をちょっと読んでください。

○議員（8番 松山 陽子君） はい。障害者の取り組みでは、「第4期障害者福祉計画」と書いてありますね。これは「障害福祉計画」ではないかなというふうに思うのと、そのすぐ下の段の「平成29年度で障害者福祉計画及び」の、このところの「福祉」というのは取って「障害者計画」、それから、「第5期障害者福祉計画」については障害者の「者」を取って「障害福祉計画」、こういう名称ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 今回計画を立てるのは、障害者計画及び第5期障害者福祉計画が正解でございます。

○議長（安部 重助君） いや、ちょっと今の文言はそれでええの。合ってますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 先ほど大中課長が言われましたのは、ちょっとやっぱり間違いが1つあったかと思います。もう一度訂正させていただきますのは、まず、上の段、第4期のところにつきましては、障害福祉計画が正解だと思います。それから、下の段につきましては、29年度で障害者計画及び第5期障害者福祉計画、これが正解だと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど御指摘をいただきました、松山議員おっしゃるとおりでございます。大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） いうことは、訂正をするわけ、これ。これでええの。

総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。予算の概要説明資料ということでございます。大変恐縮ではございますけれども、先ほど御指摘をいただきました8ページ、下から15行目あたりかと思っておりますけれども、障害者福祉の取り組みではというところでございます。こちらのほうの字句訂正をお願いできればというふうに思います。もう一度読み上げたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長、これ、字句訂正のうちに、差しかえをお願いします。

○総務課長（日和 哲朗君） わかりました。そしたら差しかえをさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。1年前のこの予算の会議か予算特別委

員会か忘れたんですけども、防犯灯と街路灯の件で、大河内エリアと神崎エリアの扱い方が違うという質問をさせていただいて、それ以外にもいろいろあるから、今後、合併10年を機にすり合わせをさせていただきますという答弁をいただいたんですけども、ことしのこのいただいている予算書を見る限りでは、特にそれが見えてこない。そのすり合わせをそんな一朝一夕にできるもんでもありませんので、それはもうそれで結構なんですけども、こういった取り組みをされたかいうのだけちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 小寺議員御指摘の防犯灯とか街路灯のすり合わせのことにつきましては、正直申し上げまして、まだ取り組みをしておりません。今後、建設課、住民生活課、教育委員会等でまず集まりまして、今後の取り組み、すり合わせについて話し合いをしたいと思っております。非常におくれておりまして、申しわけないと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 1点教えていただきたい部分があります。予算説明資料の8ページ、経常収支比率の部分の中で、去年と比較しますと0.1ポイント上昇したという分ですね。その要因の中で、特に大きくふえているのが補助費等で1.7ポイントふえておるんですが、この内容を、ふえた内容ですね、これを1点教えていただきたいんです。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。扶助費については年々ふえておるところでございます。平成29年度の算定に当たっては、特に私立保育所の運営の部分、そして委託料の部分、そして自立支援の部分で給付費がふえておるところの中でふえてきたというところがございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。（「済みません。扶助費と間違えて」と呼ぶ者あり）

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 失礼します。総務課、児島でございます。補助費につきましては、それぞれ経常的な補助費がふえておるわけでございます。その中でも特に消防の関係の委託料、姫路市の消防局への補助という扱いにしておりますので、その部分がふえてきたということも含めまして、ほかの一部事務組合等々の負担金もふえているというところの中で、少しふえてきたというところがございます。それとあわせまして、その補助費に係る財源というところも少し減ってきたというところで、収支の比率が上がってきたというところがございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 12月の定例会で各観光施設等の指定管理を行いましたね。そのときにいろんな取り組みをしまして、例えば納付金とか、それから指定管理料の、これは支出のほうですけど、それに沿って予算化されとると思うんですけどね、その確認と、その中で、納付金なんかについては、例えばグリーンエコーは、そのときお尋ねしとんですが、いわゆる例の建築をしたときの返済、借入金の返済がありましたね。これは合併特例債を使ったわけですが、それらについてのいわゆる3割相当分がずっと約束で入ってきよったわけですけども、指定管理の協議のときにはその議論がされてなかったようで、後どうなりましたかという質問もしとったんですが、今回の予算書を見ますと、それは、金額は違っていますが、幾らかそこへ計上してあるわけですね。納付金のかわりにそっちに変わったんかな、それとも納付金は納付金としながら、例の償還金の約束は約束かということかと思うとったんやけども、そうじゃなしに、納付金はその分で減らしたったような予算になつとるんですね。そのときの分ではグリーンエコー笠形いこいの村は162万という指定管理の契約内容やったんやね。ことし見ますと何か400万減らした分で諸収入に上がったわけですね。そういうことがあります。ですのでそれをきちっと精査されておりますかということの確認と、それから、そのときにありましたのが、施設維持費負担金として、スキー場は収益の20%、これはいわゆる条件がついておりますけど、基本は20%、それから、ほかの施設については営業収入の1%を指定管理者が町に払うというようなことがありましたね。それで、どうもその辺が今度の予算にどういうふうに反映しとるんか、ちょっとその辺は教えていただきたい。もし今答えていただけないようやったら、今度の予算特別委員会のときでもよろしいのでね、ちょっと調べていただかんと、指定管理の約束がどこ行ったんかないようなことになりますので、お願いします。わかるとる範囲のことを今お答えいただけますか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下議員、申していただいたとおりでございます。給付金というか、維持管理負担金ですね、その部分については、決算をまず新しく打たれます。なので入りは次年度という格好になります。それからもう一つ、グリーンエコーの分については、400万円ずつという格好で、長いスパンで、それは株式会社グリーンエコーのときの部分ですが、次の指定管理者にも引き継ぐことを条件で今回公募いたしておりますので、次の方から400万については償還が終わるまで入れていただくという格好になっております。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの山下議員のグリーンエコーの関係の償還分でございますけども、予算書の27ページの歳入の中を見ていただければ、27ページの一番下、雑入の7番、起債償還受け入れ金と

……。よろしいでしょうか。27ページ、一番下、7、起債償還受け入れ金という中で、従来どおりそこで設定をしております、グリーンエコーにつきましては400万ということで、平成41年度まで負担をいただくということで、今後とも計上していくということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。まさに総括的なのというんか、予算編成に当たっての内容をお聞きしたいと思うんですが、ことし、全体の予算は昨年度よりも1%の減ということで、そこそこの規模の予算になっていると思うんですが、その内訳を見てますと、地方交付税については予算上では7,250万の増額ということになってます。しかし、実態的には29年度に神河町に交付される交付税については当然減ってこようかと思えます。ですので、この部分については、去年よりも地方交付税におけるところの留保財源がかなり減っているんじゃないかと思うんです。

もう一方、多分これは予算もなかなかくくれなかったという中で、財政調整基金でしたかね、財政調整基金も9,300万円ほど増額して、繰り入れをして予算をくくられたということで、相当予算編成は財源不足で苦労されたんじゃないかなと思うんです。そういう中で、やはりこの予算をくくろうと思えば収入の確保、また支出の抑制という部分の中で、それを工夫しなければ予算がくくれないと思いますので、29年度予算においてどのような努力をされたか、またどのような工夫をされたかということをして1点。

それから、もう1点は、今後の補正等も含める中での留保財源がかなり減っているという中で、29年度全体の予算の見通しというんですか、その辺も含めてお答えを願いたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。三谷議員質問の平成29年度の予算に当たってのそれぞれ歳入、歳出に当たっての、その中でどのように努力をしたのかというところでございます。

まず、歳入については、それぞれ決算見込みをする中で、確実に歳入があるだろうという見込みの中で歳入を計上をいたしております。最大限極力収入が見込めないものについては見込んでいないという状況の中で、少し財政調整基金をとり潰すという状況に陥っております。しかしながら、平成29年度の支出とともに、予算をくくる中では、この事業に対しての財政調整基金の出動というのはやむを得ないというところの中で予算をくくったわけでございます。

そして歳出におきましては、当初要求の段階からかなり絞りをさせていただきました。この事業は翌年度送り、この事業は中止と言いながら、そういう中で各課査定を行いながら、歳出の予算を確定をしていきました。そしてその中で、財政調整基金の繰り入れとともに、地方債の発行というところで、地方債適債事業になるものについてはできる

だけ有利な起債を使いながら地方債を発行していこうという中で、財源確保をしてきたというところが大きなところでございます。

それともう一つは、昨年、28年度で少し伸びましたそういうふるさと納税の寄附金の繰り入れだとか、まちづくり基金の繰り入れ、利子分の繰り入れだとか、そういう部分の私どもが活用する一般財源の事業に充当する基金等についても可能な限り財源確保の中で予算措置をさせていただきながら予算を編成をしてきたというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。衛生費のところでお聞きすればよかったのかどうか迷ったんですが、今お尋ねしたいと思います。

家庭から出るごみ、可燃ごみ及び資源ごみのごみ袋の件なんですけれども、これについては各町内のスーパー等で住民の方が買っておられます。ただ、その収益については、多分町の会計の中には入って来てないと思います。それがそれこそ以前、商工会のほうで取り扱っておられるというふうなことだったのではないかと思うんですけれども、町内の方が買われて、それでごみを減らそうというふうな努力をされているという中ですので、そのお金のちょっと動きとか、それから金額とか、そういったところがある部分明確にさせていただければ、皆さんの協力もまた変わってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、そういった数字は押さえられますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 田中でございます。今の松山議員の質問にお答えいたします。

今、お話がありましたように、商工会を卸元としまして、町内の小売店舗様を通じて皆様に利用していただいております。その中におきましては、商工会の各事業所の活性化の意味も含めまして、それぞれ利益が出るようなことと、それから、町指定のごみ袋の材質を担保する上で、適正な価格の設定をさせていただいて、それぞれ利用していただいているということでございます。内訳の小さい数字については今ちょっとお答えすることはできませんが、以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、以上で第29号議案に対する質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、委員会条例第6条の規定により、11名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 29 号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。

選任については、議会運営基準第 120 条の規定によって、議長から指名します。

藤原裕和議員、藤原日順議員、山下皓司議員、宮永肇議員、藤原資広議員、藤森正晴議員、小寺俊輔議員、松山陽子議員、三谷克巳議員、小林和男議員、廣納良幸議員、以上 11 名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました 11 名を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、議長指名の 11 名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定によって、委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を 14 時 30 分といたします。

午後 2 時 01 分休憩

午後 2 時 30 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので報告します。

委員長に廣納良幸議員、副委員長に宮永肇議員がそれぞれ互選されましたので報告します。

---

#### 日程第 25 第 30 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 25、第 30 号議案、平成 29 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 30 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 2 6 第 3 1 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 6、第 3 1 号議案、平成 2 9 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 1 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 2 7 第 3 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 7、第 3 2 号議案、平成 2 9 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 2 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 2 8 第 3 3 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 8、第 3 3 号議案、平成 2 9 年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 3 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 29 第 34 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 29、第 34 号議案、平成 29 年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 34 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 30 第 35 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 30、第 35 号議案、平成 29 年度神河町訪問看護事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 35 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 31 第 36 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 31、第 36 号議案、平成 29 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 36 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。



日程第32 第37号議案

○議長（安部 重助君） 日程第32、第37号議案、平成29年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。1つ確認をしたいんですけど、5ページの地域振興費の繰出金、これ、漁協へのお金、多分200万だと思んですけど、ちょっと一般会計のほうで見ますと、通常でしたらこの200万に50万足して250万かなと思んですけど、一般会計の水産業費の中のお金とちょっと100万ほど違うんですけど、ほかに何かあるんでしたら、どちらが合うとんか、違うとんか、ちょっとそこら辺もわからないので、教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。藤原資広議員のお尋ねの件でございますけれども、ふるさと納税をしていただいた方の中に、漁協の活動のほうにぜひ使ってくださいというようなところの指定をされておりました方がいらっしゃいましたので、その部分に充てさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 6番、藤森です。同じ関連ですが、漁協によれば、もう資金いいますか、繰出金がなくなってきとんだという話を聞くわけですが、どういう現状になっておりますか。漁協へ対しての繰出金。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 質問の意味がもう一つよくわからないんですけども、要は基金がどれくらい残っているのかとか、そういう意味ですかね。質問の趣旨がちょっとわからないんですけど。

○議長（安部 重助君） 藤森議員、今の質問、再度お願いします。

○議員（6番 藤森 正晴君） 6番、藤森です。漁協の方に聞けば、毎回200万余りの繰出金を漁協へこの基金から入れておると、しかし、それに対する基金がもうなくなってきたと。この内訳がどうかわかりませんが、漁協に対しての基金いうものは何ぼかあったと思うんです。そこからずっと、もう底がついてきたという解釈やないかと思うんですけど、もう30年度にはこの繰出金いうか、もらえる金がなくなるんやというような話を聞いたんですけど、現状はどうですかということなんです。わからなかったら次の特別委員会でいいです。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 内容の趣旨は理解させていただきました。おっしゃるとおり、基金は限られた基金ですので、どんどん減っています。

それから、アユの券の売り上げもどんどん減っています。ということで、その辺について、今、漁協ではさまざまな取り組みを考えられていますということで、いずれは、また予算委員会の中ではどれぐらいの基金かということはお話できようかと思いますが、おっしゃるとおり、今後は、いつかはこれを使い切ってしまうであろうということら辺で、方向転換を考えるとところに来ているのかなということで、漁協についてはそれぞれのお考えをお持ちです。アユがいいのか、違う魚がいいのかということも議論はされています。そこら辺のことについては、漁協独自のほうで考えられていることかなというふうなことは思っておりますけれども、お答えするのであれば、お金は少しずつ減ってきているという状況にあります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点確認ですが、先ほどの藤原資広議員さんの質問の中で、寺前漁協に対する創生寄附金、ふるさと寄附金があるということでございました。これ、一種の指定寄附金として予算の中では100万円計上されておりますが、これはあれですね、あくまで寺前漁協に対する寄附という分で、幾らかめどが立つ中で一般会計のほうで予算計上されているか、その点だけの確認をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。内容につきましては、実際のところを申し上げますと、トラウトファウンデーションですか、市川で活動されております。そちらのほうをメインに活動支援したいというところではございました。その内容から申し上げますと、寺前漁協のほうで予算化をさせていただくのが一番適当ではないかというところで予算計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 先ほどの藤森議員さんの御質問の部分で、寺前漁協ですけれども、28年度末残高でいきますと、約350万円弱というところになっています。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第37号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 3 第 3 8 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 3 3、第 3 8 号議案、平成 2 9 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 8 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 3 4 第 3 9 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 3 4、第 3 9 号議案、平成 2 9 年度神河町水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 9 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

日程第 3 5 第 4 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 3 5、第 4 0 号議案、平成 2 9 年度神河町下水道事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 4 0 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

### 日程第36 第41号議案

○議長（安部 重助君） 日程第36、第41号議案、平成29年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題とします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。収益的収支じゃなくて、4条予算の資本的収支の款なんですけども、45ページの車両運搬具購入費ということで、270万1,000円の予算がとってございます。内容としては、透析患者の運搬用の車両の購入費ということでお聞きしてはいますが、車椅子の方にも対応されるということでしょうから、その分の改造費がかなりかかるのではないかとということで、この270万でその改造費の分までいけるのかどうか、その辺のところを確認させていただきます。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。この透析患者の車両につきましては、事前に見積もり等をとらせていただきまして、こちらの要望する改造も含めた中で、概算ということで見積もりをとっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第41号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

---

### 日程第37 承認第1号

○議長（安部 重助君） 日程第37、承認第1号、神河町下水道施設統廃合計画の策定の件を議題とします。

承認第1号に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。ちょっと1つ教えていただきたいことがあるんですけど、根宇野・山田コミプラと、それから中村の一部がいわゆる大山の特環のほうへというような計画がございました。長谷のほうにつきましても本村の処理場へというようなこともあったんですけども、それぞれの余裕の分ですけど、本村はたしか16%しか余裕なかったのかな。吉富が最初37年度ぐらいには98.2ほどで、ほとんどもう満杯な状態だったと思うんですけど、通常ぎりぎりというわけにはいかない

思うんですけど、この一つの維持管理していく上で、この統廃合はよく理解はできるんですけど、不明水のこと当然発生しますし、そういうのも頭に置いとかないけないことなので、通常どのくらいな、能力に対して例えば70%だとか75%だとか、何かそういうようなものもあるかと思うんですけども、一般的に言われる余裕というんですか、それはどのくらいなもんなんですか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。今質問いただいておりますのは、この承認の資料の10ページでございます。10ページの中の上から大河内処理区の下、本村処理区統廃合計画というところで、平成37年度のこの統合後の本村処理区のピンクゾーンのところの処理場流入率が84%、また、その下の大山処理区統廃合計画の中のこのオレンジの統合後の大山処理区の平成37年度の処理場流入率が98.2%というふうになっております。このことなんですけども、確かにおっしゃられるように、数字上は100%を切っているから大丈夫かなというふうにはなるんですけども、実際、何があるかわかりません。この部分については、過去3年間、平成24、25、26の中の一番水量の高いデータをもとにして、それを割り戻すような格好でそれぞれ原単位を求めて、それに今度10年後の人口推計というところで数字を算出し、こういう値を示しております。過去が大丈夫だといって、それで今後も大丈夫というわけにもいきませんので、うちとして、今、上下水道課で考えておりますのは、8割ぐらいをめどにしたいたと、処理場の能力に対して8割ぐらいならその年に何があっても大丈夫だよと、過去が一番大きなデータもとっておりますし、そういうところが妥当な数字かなというふうに思っております。

とは言いながらも、今から統廃合していく中で、先ほどおっしゃっていただいたように、管の老朽化による不明水であるとか、雨水の混入とか、いろいろな原因がありますので、そこら辺はしっかり調査をしながら、改善できる部分は改善していきながら、この数字が、流入率が下がった時点で統合を進めるという格好にはしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。同じこの10ページの表のことについてちょっとお聞きします。29年度の当初予算でヨーデルの森の下水つなぎ込みの分が上がったと思うんですけども、この表はもうそれも加味されて計算されていると理解しておいてよろしいですかね。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。ちょっとこの表の中には書いてはございませんけども、とりあえずヨーデルの関係については、昨年度からいろんな地域振興課の絡みで話も聞いておりますので、その部分も考慮して進めていきたいと。

ですから地域振興課が進める事業がのみ込めるような格好でこの表を作成しておるとい  
うところで御理解いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。当然再編につきましたら、それぞれ今  
つなぎ込みをされている施設もありゃあ、されてない施設もあります。当然その中で、  
どうしても公共施設につなぎ込みたいというようなことも多分出てこようかと思いま  
すので、8割を一つのめどという話なんですけども、それでも十二分調査していただいて、  
つなぎ込みした時点で余裕があるように、対応できるように、雨水なんかにしても完全  
にとめられるわけでもないの、加圧じゃなくて自然流水型ですから、いつ入って  
くるかもわかりませんので、それに対しても対応できるような状態で統廃合していただ  
ければありがたいなと思うんですけども、ちょっとその辺の考え方も含めて教えていただ  
ければと思うんですけども。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。今おっしゃってもらっていま  
すように、公共施設の部分についても検討はしております。今のこのほかの公共施設の  
部分については、特にこの中に入っていないんです。大きなところでいいますと、病院  
とか、グリーンエコーとか、大きな施設があるんですけど、今のところはこの中には入  
っておりません。ヨーデルは、先ほど申し上げましたようにもう既にほぼ決定しておりま  
したので、入れ込んでおります。ですから、関係課と調整しながら、今現在浄化槽に入  
っているんですけども、そこで多額な費用が発生するというのと、もし下水のほうに  
余裕があるようでしたらつなぎ込みを検討していきたいという部分で、一応各施設につ  
いては、処理汚水量とか、そういう部分も一応把握はしておりますので、そういう時期  
が来ましたら、関係課と協議して、できるかどうかという部分を検討というか、やっ  
ていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点、こういう計画を策定の後の流れ  
について教えていただきたいんですが、今の計画によりますと、早ければ29年度に実  
施設というような区域もあるわけなんです、そういう部分の中で、下水会計でその  
ような予算もされていると思うんです。この中で、例えば認可区域の変更とか、あと地  
元に対する説明等も出てくるんですが、この計画書が策定されますと、これをどのよう  
な利用というんですか、認可区域の変更にこのような計画書をつけなければならないと  
か、そのような何か制約等があるのかどうかということと、それからあと、実際この計  
画を進めていく中でのスケジュール的な分ですね。地元説明等も含めた分での地元説明  
等があればお願いしたいと思います。中にはまだ検討しなければならないという処理区

もありますので、この計画でほぼまとまっているところの話のみで結構ですので、その辺の今後のスケジュールというんですか、取り組みの進め方について教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課、中島です。先ほどおっしゃっていただいた認可変更の部分については、並行して今現在進めております。最終的にはこの3月の下旬ぐらいに、資料としては今作成しておりますので、県と協議しながら上のほうに申請していきたいというふうに思っております。

また、地元の関係につきましては、半年ほど前になるかと思うんですけども、一応関係区長、具体的に言いますと、新野の区長であるとか、吉富の区長であるとか、貝野の区長さんに、今現在上下水道課がこういうことを考えて、こういうようなことをしていますよという報告だけですね。結論を求めるのではなしに、今、こういうふうな統廃合の関係について行っていますという報告と、また、議会で統廃合の承認をいただいているから、また改めて集落のほうに説明させていただきますということは伝えております。ですからこの承認していただければ、4月になりますけども、集落に入って具体的に区長さん、あるいは協議員さん、場合によっては住民説明になるか、そこら辺はちょっとわかりませんが、一つずつ進めていきたいというふうに思っているところでございます。まずはこの計画では大河内のほうを先行したいというふうに思っておりますので、今年度部分については、大河内のほうから順番に話をしていきたいというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、承認第1号を採決します。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第38 承認第2号

○議長（安部 重助君） 日程第38、承認第2号、公立神崎総合病院改革プランの策定

の件を議題とします。

承認第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、質疑を終結します。

承認第2号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月15日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。どうも御苦労さんでした。

午後3時00分散会

---